

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月19日

【計算期間】 第18特定期間（自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）

【ファンド名】 パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉浦 和也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03（5208）5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

**第一部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】****ファンドの目的**

主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

**ファンドの基本的性格**

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

**商品分類表**

| 単位型・追加型   | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-----------|--------|---------------|
| 単 位 型 投 信 | 国 内    | 株 式           |
|           | 海 外    | 債 券           |
| 追 加 型 投 信 | 内 外    | 不動産投信         |
|           |        | その他資産（優先証券）   |
|           |        | 資産複合          |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**属性区分表**

| 投資対象資産                                                                                                                          | 決算頻度         | 投資対象地域  | 為替ヘッジ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|-------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性（ ）<br>不動産投信<br>その他資産（優先証券）<br>資産複合（ ）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回          | グローバル   | あり（ ） |
|                                                                                                                                 |              | 日 本     |       |
|                                                                                                                                 |              | 北 米     |       |
|                                                                                                                                 | 年2回          | 欧 州     | な し   |
|                                                                                                                                 |              | ア ジ ア   |       |
|                                                                                                                                 |              | オセアニア   |       |
|                                                                                                                                 | 年4回          | 中 南 米   |       |
|                                                                                                                                 |              | アフリカ    |       |
|                                                                                                                                 |              | 中近東（中東） |       |
|                                                                                                                                 | 年6回<br>（隔月）  | エマージング  |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 | 年12回<br>（毎月） |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 | 日 々          |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 | その他（ ）       |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |
|                                                                                                                                 |              |         |       |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

**商品分類・属性区分の定義****■商品分類の定義**

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（優先証券）...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が優先証券を源泉とする旨の記載があるもの

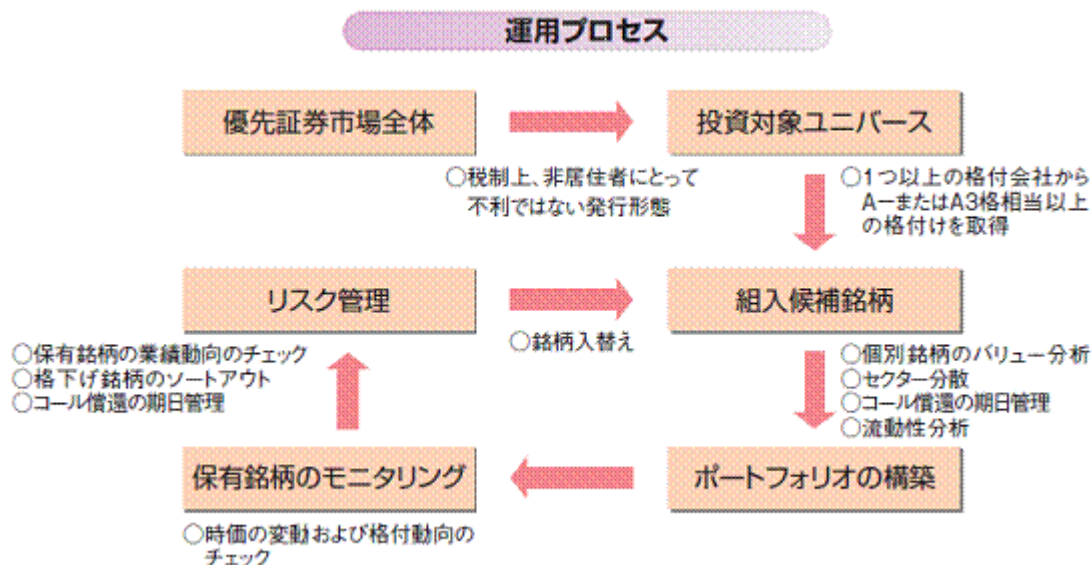
## ■属性区分の定義

- ・その他資産(優先証券)...目論見書または信託約款において、優先証券に主として投資する旨の記載があるもの
  - ・年12回（毎月）...目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
  - ・北米...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
  - ・為替ヘッジなし...目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
- 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

## ファンドの特色

1. 主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
2. 組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的な格付会社（S&P、ムーディーズ等）から、A-格またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。また、特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。



4. 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。
  - ・パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。
5. 組入れ外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
6. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則とて、優先証券から受取る利息／配当収益をもとに分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

## &lt;毎月分配のイメージ図&gt;



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## 米国優先証券の特徴

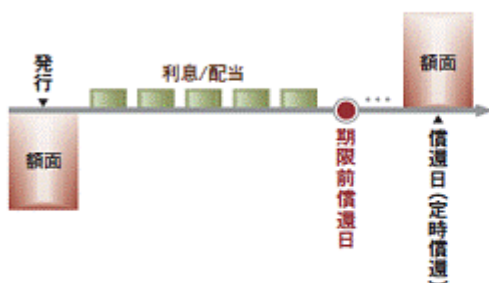
特徴 債券によく似た構造

優先証券は、株式と債券の特色を併せ持つ証券です。

優先証券は、額面、償還日、定率の利息／配当が設定されているなど、債券と類似した特徴を有しています。

優先証券には、一般に25ドル額面と1,000ドル額面の2種類があります。

## 【優先証券の利息/配当・償還のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

## 【優先証券と社債・普通株式の違い】

|             | 普通株式    | 優先証券                       | 社債                |
|-------------|---------|----------------------------|-------------------|
| 償還          | なし      | あるものが多い<br>(一般的に期限前償還条項あり) | あるものが多い           |
| 議決権等        | ある      | なし                         | なし                |
| 配当/利払い      | 変動      | 一般的に固定                     | 一般的に固定            |
| 債務不履行時の弁済順位 | 優先証券に劣後 | 普通株式に優先                    | 優先証券に優先           |
| 主な価格変動要因    | 企業業績    | 金利変動<br>信用プレミアム変動          | 金利変動<br>信用プレミアム変動 |

※上記は優先証券の特性の一部を単純化して示したものであり、必ずしもすべてを示しているものではなく、またすべてのケースにあてはまるとは限りません。

## 特徴 優先証券の利回り

優先証券の償還期限は非常に長い（一般的に30年以上）ことから、通常、期限前償還（コール償還）条項が設定されているものが多く、このため、国債と比較して利回りが高い傾向があります。



## 特徴 価格変動特性

基本的には債券と類似した特性であるため、金利や信用リスクの変化による影響を受け、価格が変動します。

平常時には価格変動率は低いものの、発行体が限られていること、償還期限が長いこと、相対的に流動性が高くはないことなどから、過去に大きな変動を示したことがあります。

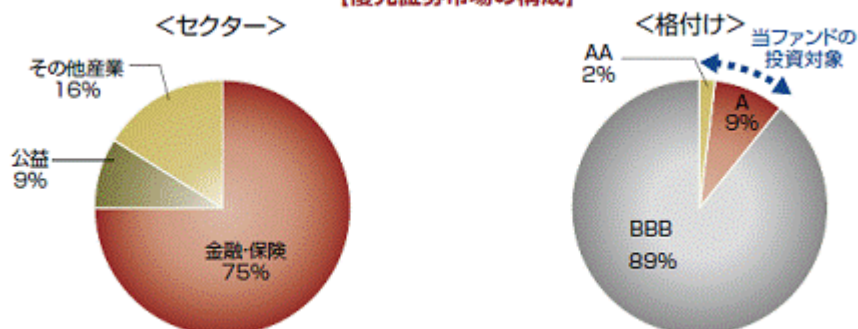


## 特徴 金融機関中心の発行体

原則として、優先証券の発行には、投資適格以上の格付けを取得する必要があります。

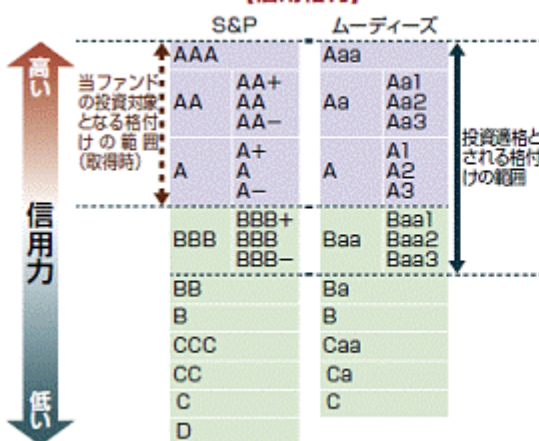
発行体の多くは金融・保険関連などの金融機関であり、また信用力の高い企業が中心です。

【優先証券市場の構成】

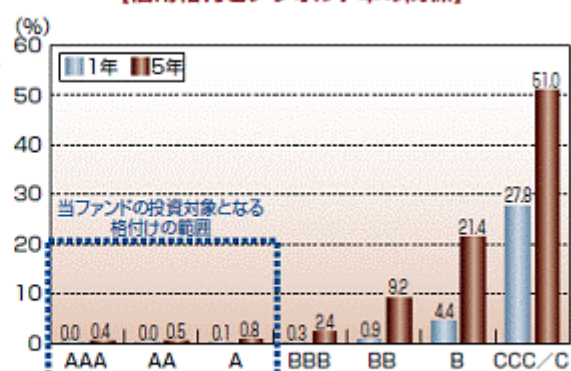


※BofAメリルリンチ・プリファードストック・フィックスレート指数の構成銘柄を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。  
出所: BofAメリルリンチ(2013年9月末現在)

【信用格付】



【信用格付とデフォルト率の関係】



※データは発行体ベースの平均累積デフォルト率(1981年から2012年)。出所: Standard & Poor's

今後も新しい形態のものが発行される可能性があるとともに、制度等の変更によっては、前記の優先証券の特徴等が変わる場合があります。

## 為替ヘッジありと為替ヘッジなしの相違点

当ファンドにおいて保有する優先証券等の外貨建て資産については、為替ヘッジを行いませんので、為替の変動の影響を受けます。為替ヘッジの有無によるリスクやコストの相違点は次のとおりです。

### 【為替ヘッジの有無の比較】

| 為替ヘッジあり                                                             | 為替ヘッジなし                                                               |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 実質円建て                                                               | 実質的な通貨建て値                                                             |
| 優先証券の価格変動                                                           | 優先証券の価格変動<br>+<br>為替の変動<br>〔円安米国ドル高は基準価額の上昇要因〕<br>〔円高米国ドル安は基準価額の下落要因〕 |
| あり<br>年率0.1%程度*のコスト<br>〔ヘッジコスト拡大は基準価額の下落要因〕<br>〔ヘッジコスト低下は基準価額の上昇要因〕 | なし                                                                    |
| 実質的な通貨建て値                                                           |                                                                       |
| 基準価額変動要因<br>(キャピタル効果)                                               |                                                                       |
| ヘッジコスト<br>(プレミアム)<br>の影響                                            |                                                                       |

\*2013年9月末時点。

※当ファンドは、「為替ヘッジなし」に該当します。

外国為替市場は様々な要因により変動します。為替ヘッジを行わない場合、円安米国ドル高は基準価額の上昇要因となりますが、円高米国ドル安は基準価額の下落要因となります。また、為替レートの変動により、優先証券市場の騰落が相殺される場合や、より大きな変動の要因となる場合があります。

### 【円／米国ドルの推移】



※上記グラフは、円/米国ドルの三菱東京UFJ銀行仲値を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。出所：ブルームバーグ（2003年9月末から2013年9月末）

※上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

### 【優先証券（トータル・リターン）指数の推移】



※BofAメリルリンチ・プリファードストック・フィックスレート（トータル・リターン）指数を基に、2003年3月末を100として指数化し、パインブリッジ・インベストメンツが作成しています。出所：BofAメリルリンチ（2003年9月末から2013年9月末）

※上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。また、当ファンドの運用実績ではありません。

## 収益分配金に関する留意点

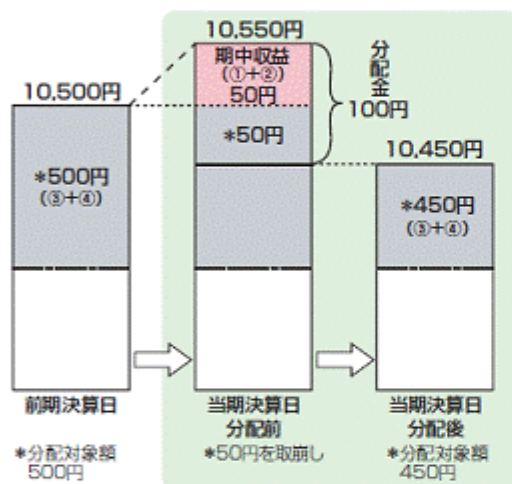
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



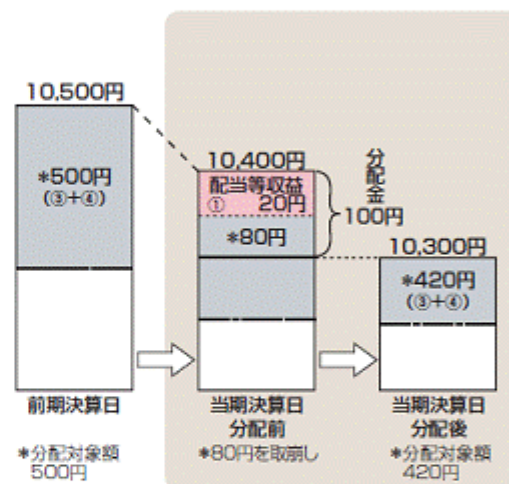
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

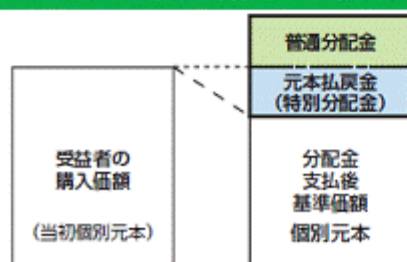


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

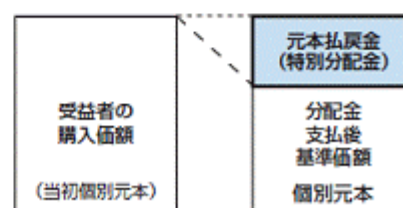


※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



## 信託金の限度額

3,000億円を限度とします。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

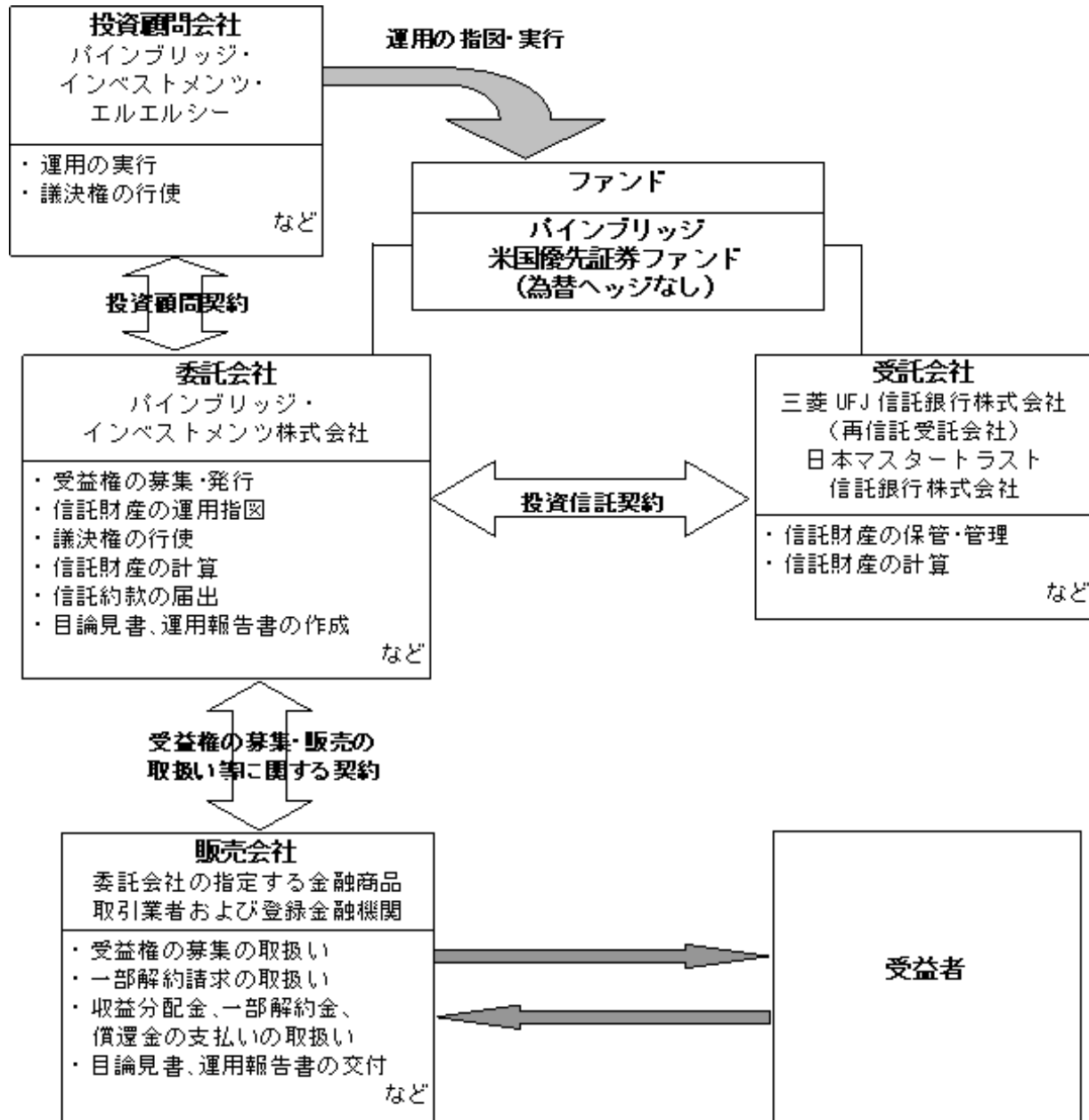
## （２）【ファンドの沿革】

平成16年 9月 9日 : 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成21年 12月 1日 : ファンドの名称変更（「AIG米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）」から「パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）」に変更。）

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。
- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- ・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 500,000,000円（平成25年9月末日現在）

- ・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身である エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

- ・大株主の状況（平成25年9月末日現在）

| 株 主 名                               | 住 所                                                             | 持株数     | 持株比率 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------|------|
| PineBridge Investment Holdings B.V. | Prins Bernhardplein 200<br>1097 JB Amsterdam<br>The Netherlands | 41,000株 | 100% |

- ・当社が属する「PineBridge Investments」はニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### 投資対象

米国の優先証券（ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ（ハイブリッド優先証券））を主要投資対象とします。

#### 運用方法

- 1．主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2．組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の国際的格付会社（S&P、ムーディーズ等）から、A - またはA3格相当以上の格付を取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
- 3．ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- 4．特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- 5．外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。
- 6．資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 7．運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の権限を委託します。

### （２）【投資対象】

#### 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条、第25条に定めるものに限りません。）
  - ハ．金銭債権（イ．二．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

#### 投資有価証券の範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、委託会社の運用の指図にかかる事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から10. までの証券または証書の性質を有する優先証券
14. 前記13. 以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
24. 外国の者に対する権利で前記23. の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記1. の証券または証書および前記14. ならびに19. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券および14. の証券ならびに19. の証券または証書のうち前記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記15. の証券および16. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

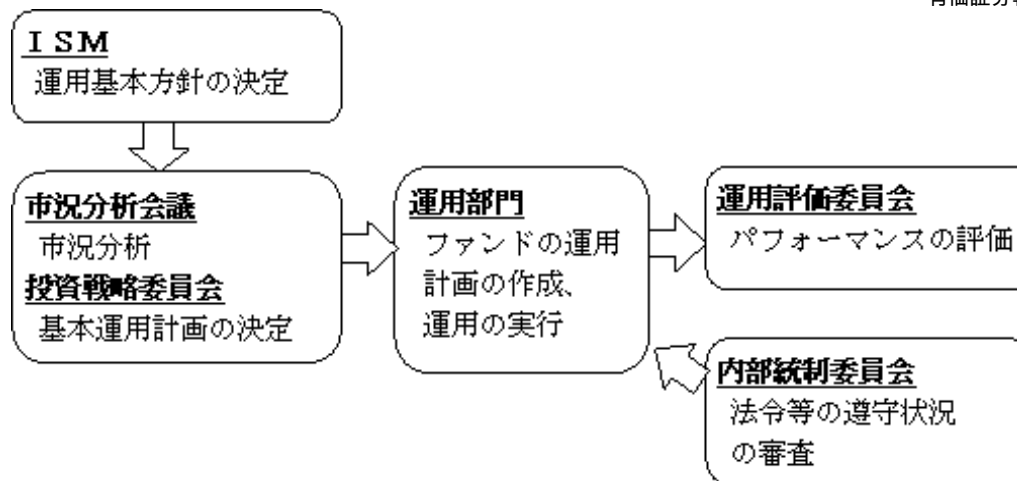
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. から 6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

委託会社の運用体制



#### 1. 運用基本方針の決定

- ・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしての運用戦略の概要が決定されます。

#### 2. 運用計画の決定と運用の実行

- ・月次で市況分析会議を行い、ISMの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。
- ・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。
- ・運用部門（14名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。

#### 3. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（11名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

#### 4. ファンドの関係法人に対する管理体制

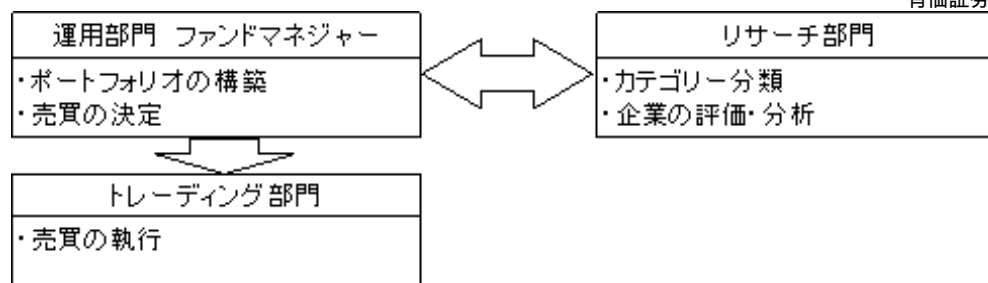
- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

当社は、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

#### 投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの運用体制は次の通りです。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

#### （４）【分配方針】

毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1．分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2．分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1．収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に支払います。
- 2．前記1．の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3．前記1．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所において行うものとします。
- 4．受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5．受託会社は、前記4．の規定により委託会社の指定する預金口座に等収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### （５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

株式への投資割合

株式の投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建て資産への投資割合

外貨建て資産への投資には制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### 同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 同一銘柄の優先証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 の1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 1. から 6. までの掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 1. から 6. までの掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合に

は、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

#### 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等による投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （１）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として米国の優先証券など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

##### 価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般にマクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。また、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等によっても変動します。組入銘柄の価格の変動は、当ファンドの基準価額を上下させる原因となります。

##### 信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や経営・財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

##### 為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての優先証券を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

##### 流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

##### 優先証券固有の投資リスク

###### １．期限前償還リスク

優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

###### ２．弁済順位に関する留意点

一般的に優先証券は、弁済順位では株式に優先し債券に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。

###### ３．利息／配当の支払いに関する留意点

優先証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

###### ４．制度変更等に関する留意点

米国の税制の変更等、当ファンドの主要投資対象である米国優先証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となる場合があります。

##### その他のリスク・留意点

###### １．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

###### ２．有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日には取得申込および解約請求は受け付けません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消することがあります。

8. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

9. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

- 1．リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
  - 2．売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。
  - 3．パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。
- 前記のリスク管理体制等は今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.50%）<sup>\*</sup>の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める額とします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup>消費税率が8%になった場合は、1.62%（税抜1.50%）となります。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜年1.25%）<sup>\*</sup>の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

<sup>\*</sup>消費税率が8%になった場合は、年1.35%（税抜年1.25%）となります。なお、下記の内訳についても相応分上がります。

|      | 各販売会社の純資産残高      |                     |                  |
|------|------------------|---------------------|------------------|
|      | 50億円以下の部分        | 50億円超<br>200億円以下の部分 | 200億円超の部分        |
| 信託報酬 | 1.3125%（税抜1.25%） |                     |                  |
| 委託会社 | 0.8190%（税抜0.78%） | 0.7665%（税抜0.73%）    | 0.7140%（税抜0.68%） |
| 販売会社 | 0.4200%（税抜0.40%） | 0.4725%（税抜0.45%）    | 0.5250%（税抜0.50%） |
| 受託会社 | 0.0735%（税抜0.07%） | 0.0735%（税抜0.07%）    | 0.0735%（税抜0.07%） |

<sup>\*</sup>各販売会社の純資産残高とは、当ファンドと、委託会社が別途設定・運用を行う「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」の各販売会社の純資産残高の合計額とし、当該合計額に応じて、委託会社と販売会社の配分にかかる前記料率を適用するものとします。

委託会社の受取る報酬には、当ファンドの外貨建て資産の運用の権限の委託先への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書等の作成に要する費用などが含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

なお、外貨建て資産の運用にかかる権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.35%以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了の時、委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を記載しておりません。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

## （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

### 個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

### 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

原則として、益金不算入制度の適用はありません。

### 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ＊１ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ＊２ 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成25年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。  
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成25年9月30日現在)

| 資産の種類               | 国 名    | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 優先証券                | アメリカ   | 2,553,905,086 | 48.30   |
|                     | イギリス   | 1,371,696,618 | 25.94   |
|                     | 日本     | 379,917,593   | 7.18    |
|                     | シンガポール | 254,584,596   | 4.81    |
|                     | ジャージー  | 204,360,060   | 3.86    |
|                     | フランス   | 153,502,690   | 2.90    |
|                     | オランダ   | 108,484,764   | 2.05    |
|                     | 小 計    | 5,026,451,407 | 95.06   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |        | 261,453,493   | 4.94    |
| 合計（純資産総額）           |        | 5,287,904,900 | 100.00  |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 1. 組入上位30銘柄（平成25年9月30日現在）

| 国／<br>地域          | 種類       | 銘柄名                                            | 業種        | 数量        | 帳簿価額<br>単価<br>（円） | 帳簿価額<br>金額<br>（円） | 評価額<br>単価<br>（円） | 評価額<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） | 備<br>考 |
|-------------------|----------|------------------------------------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|--------|
| イギ<br>リス          | 優先<br>証券 | LLOYDS BANKING 7.750%<br>2050/7/15             | 銀行        | 110,450   | 2,608.94          | 288,158,251       | 2,592.32         | 286,322,848      | 5.41            | 1      |
| アメ<br>リカ          | 優先<br>証券 | GULF POWER CO 5.750%<br>2051/6/1               | 公益        | 117,148   | 2,388.03          | 279,753,231       | 2,437.88         | 285,593,351      | 5.40            | 1      |
| アメ<br>リカ          | 優先<br>証券 | GENERAL ELEC CAP CORP<br>6.375% 2067/11/15     | その他<br>産業 | 2,600,000 | 10,361.50         | 269,399,000       | 10,385.93        | 270,034,375      | 5.11            | 2      |
| シン<br>ガポ<br>ール    | 優先<br>証券 | OVERSEA-CHINESE BANKING<br>3.150% 2023/3/11    | 銀行        | 2,600,000 | 9,791.71          | 254,584,596       | 9,791.71         | 254,584,596      | 4.81            | 2      |
| アメ<br>リカ          | 優先<br>証券 | ASSURED GUARANTY<br>6.250% 2102/11/1           | 保険        | 115,400   | 2,087.94          | 240,948,276       | 2,150.50         | 248,167,700      | 4.69            | 1      |
| イギ<br>リス          | 優先<br>証券 | AVIVA PLC<br>8.250% 2041/12/1                  | 保険        | 90,000    | 2,666.62          | 239,995,800       | 2,685.19         | 241,667,325      | 4.57            | 1      |
| 日本                | 優先<br>証券 | MITSUMI SUMITOMO INSURANCE<br>7.000% 2072/3/15 | 保険        | 1,925,000 | 10,752.50         | 206,985,625       | 10,801.37        | 207,926,468      | 3.93            | 2      |
| イギ<br>リス          | 優先<br>証券 | STANDARD CHARTERD BANK<br>9.500% 2049/6/29     | 銀行        | 1,950,000 | 10,618.09         | 207,052,828       | 10,605.87        | 206,814,562      | 3.91            | 2      |
| アメ<br>リカ          | 優先<br>証券 | ZFS FINANCE USA TRUST II<br>6.450% 2065/12/15  | 保険        | 2,000,000 | 10,312.62         | 206,252,500       | 10,312.62        | 206,252,500      | 3.90            | 2      |
| イギ<br>リス          | 優先<br>証券 | HSBC HOLDINGS PLC<br>6.200%                    | 銀行        | 85,400    | 2,409.53          | 205,774,502       | 2,410.51         | 205,857,981      | 3.89            | 1      |
| ジャ<br>ー<br>ジ<br>ー | 優先<br>証券 | SWISS RE CAPITAL I LP<br>6.854% 2049/5/29      | 保険        | 2,000,000 | 10,229.53         | 204,590,750       | 10,218.00        | 204,360,060      | 3.86            | 2      |

|      |      |                                               |       |           |           |             |           |             |      |   |
|------|------|-----------------------------------------------|-------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|---|
| アメリカ | 優先証券 | RABOBANK CAP FD TRST III<br>5.254% 2049/12/29 | 銀行    | 2,000,000 | 9,921.62  | 198,432,500 | 9,946.06  | 198,921,250 | 3.76 | 2 |
| 日本   | 優先証券 | NIPPON LIFE INSURANCE<br>5.000% 2042/10/18    | 保険    | 1,800,000 | 9,481.75  | 170,671,500 | 9,555.06  | 171,991,125 | 3.25 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | ENTERGY LOUISIANA LLC<br>5.875% 2041/6/15     | 公益    | 70,000    | 2,311.78  | 161,825,125 | 2,351.86  | 164,630,550 | 3.11 | 1 |
| イギリス | 優先証券 | PRUDENTIAL PLC<br>6.500% 2049/6/29            | 保険    | 1,600,000 | 9,811.65  | 156,986,500 | 9,787.21  | 156,595,500 | 2.96 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | METLIFE INC<br>5.875% 2033/11/21              | 保険    | 63,800    | 2,419.31  | 154,352,137 | 2,422.24  | 154,539,231 | 2.92 | 1 |
| フランス | 優先証券 | ELEC DE FRANCE<br>5.250% 2049/12/29           | 公益    | 1,660,000 | 9,247.15  | 153,502,690 | 9,247.15  | 153,502,690 | 2.90 | 2 |
| オランダ | 優先証券 | AEGON NV<br>6.875%                            | 保険    | 45,728    | 2,358.70  | 107,858,976 | 2,372.39  | 108,484,764 | 2.05 | 1 |
| イギリス | 優先証券 | PRUDENTIAL PLC<br>7.750% 2049/12/29           | 保険    | 1,000,000 | 10,486.13 | 104,861,312 | 10,495.90 | 104,959,062 | 1.98 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | PROGRESSIVE CORP<br>6.700% 2037/6/15          | 保険    | 1,000,000 | 10,532.56 | 105,325,625 | 10,459.25 | 104,592,500 | 1.98 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | NORTHGROUP PFD CAP CORP<br>6.378% 2049/1/29   | 銀行    | 1,000,000 | 9,799.43  | 97,994,375  | 9,872.75  | 98,727,500  | 1.87 | 2 |
| イギリス | 優先証券 | STANDARD CHARTERD PLC<br>3.950% 2023/1/11     | 銀行    | 1,000,000 | 9,043.83  | 90,438,300  | 9,137.37  | 91,373,767  | 1.73 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | NATIONAL RURAL UTIL COOP<br>4.750% 2043/4/30  | 公益    | 1,000,000 | 9,041.87  | 90,418,750  | 9,041.87  | 90,418,750  | 1.71 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | GREAT WEST LIFE & ANN IN<br>7.153% 2046/5/16  | 保険    | 900,000   | 9,872.75  | 88,854,750  | 9,872.75  | 88,854,750  | 1.68 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | JPM CHASE CAP XXIX<br>6.700% 2040/4/2         | 銀行    | 30,000    | 2,533.68  | 76,010,400  | 2,489.69  | 74,690,775  | 1.41 | 1 |
| アメリカ | 優先証券 | M&T CAPITAL TRUST IV<br>8.500% 2068/1/31      | 銀行    | 29,969    | 2,491.64  | 74,672,183  | 2,491.64  | 74,672,183  | 1.41 | 1 |
| アメリカ | 優先証券 | GENERAL ELEC CAP CORP<br>7.125% 2049/12/15    | その他産業 | 700,000   | 10,654.75 | 74,583,250  | 10,645.36 | 74,517,562  | 1.41 | 2 |
| アメリカ | 優先証券 | ENTERGY ARKANSAS INC<br>5.750% 2040/11/1      | 公益    | 25,500    | 2,273.66  | 57,978,457  | 2,343.06  | 59,748,221  | 1.13 | 1 |
| アメリカ | 優先証券 | ENTERGY MISSISSIPPI<br>6.000% 2051/5/1        | 公益    | 24,734    | 2,330.35  | 57,639,124  | 2,404.64  | 59,476,613  | 1.12 | 1 |
| アメリカ | 優先証券 | ASSURED GUARANTY<br>5.600% 2103/7/15          | 保険    | 25,400    | 1,993.12  | 50,625,311  | 2,006.80  | 50,972,910  | 0.96 | 1 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

（注3）備考欄の「 1」は25ドル額面、「 2」は1,000ドル額面の優先証券です。

## 2. 種類別及び業種別投資比率（平成25年9月30日現在）

| 種類   |    | 業種 | 投資比率（％） |
|------|----|----|---------|
| 優先証券 | 外国 | 保険 | 42.11   |
|      |    | 銀行 | 28.21   |
|      |    | 公益 | 16.90   |

|    |  |       |       |
|----|--|-------|-------|
|    |  | その他産業 | 6.53  |
|    |  | その他金融 | 1.31  |
| 合計 |  |       | 95.06 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

|                          | 純資産総額（円） |                | 基準価額（円） |        |
|--------------------------|----------|----------------|---------|--------|
| 第1特定期間末<br>（平成17年2月21日）  | （分配付）    | 8,786,874,949  | （分配付）   | 9,847  |
|                          | （分配落）    | 8,673,224,029  | （分配落）   | 9,612  |
| 第2特定期間末<br>（平成17年8月22日）  | （分配付）    | 20,410,433,802 | （分配付）   | 10,089 |
|                          | （分配落）    | 19,939,882,616 | （分配落）   | 9,807  |
| 第3特定期間末<br>（平成18年2月20日）  | （分配付）    | 23,239,924,845 | （分配付）   | 10,556 |
|                          | （分配落）    | 22,619,394,985 | （分配落）   | 10,274 |
| 第4特定期間末<br>（平成18年8月21日）  | （分配付）    | 21,187,199,341 | （分配付）   | 10,260 |
|                          | （分配落）    | 20,586,434,095 | （分配落）   | 9,978  |
| 第5特定期間末<br>（平成19年2月20日）  | （分配付）    | 19,421,264,586 | （分配付）   | 10,742 |
|                          | （分配落）    | 18,872,892,143 | （分配落）   | 10,454 |
| 第6特定期間末<br>（平成19年8月20日）  | （分配付）    | 15,282,087,315 | （分配付）   | 9,287  |
|                          | （分配落）    | 14,789,102,952 | （分配落）   | 9,005  |
| 第7特定期間末<br>（平成20年2月20日）  | （分配付）    | 13,714,805,088 | （分配付）   | 8,856  |
|                          | （分配落）    | 13,264,827,331 | （分配落）   | 8,574  |
| 第8特定期間末<br>（平成20年8月20日）  | （分配付）    | 11,040,764,195 | （分配付）   | 7,579  |
|                          | （分配落）    | 10,615,523,633 | （分配落）   | 7,297  |
| 第9特定期間末<br>（平成21年2月20日）  | （分配付）    | 5,753,678,957  | （分配付）   | 4,241  |
|                          | （分配落）    | 5,367,058,130  | （分配落）   | 3,959  |
| 第10特定期間末<br>（平成21年8月20日） | （分配付）    | 8,133,784,619  | （分配付）   | 6,083  |
|                          | （分配落）    | 7,754,079,416  | （分配落）   | 5,801  |
| 第11特定期間末<br>（平成22年2月22日） | （分配付）    | 8,133,458,365  | （分配付）   | 6,235  |
|                          | （分配落）    | 7,762,574,987  | （分配落）   | 5,953  |
| 第12特定期間末<br>（平成22年8月20日） | （分配付）    | 7,399,228,528  | （分配付）   | 5,969  |
|                          | （分配落）    | 7,043,650,076  | （分配落）   | 5,687  |
| 第13特定期間末<br>（平成23年2月21日） | （分配付）    | 6,876,858,692  | （分配付）   | 5,761  |
|                          | （分配落）    | 6,534,919,034  | （分配落）   | 5,479  |
| 第14特定期間末<br>（平成23年8月22日） | （分配付）    | 6,392,772,650  | （分配付）   | 5,124  |
|                          | （分配落）    | 6,045,197,164  | （分配落）   | 4,842  |
| 第15特定期間末<br>（平成24年2月20日） | （分配付）    | 6,161,181,624  | （分配付）   | 5,245  |
|                          | （分配落）    | 5,820,757,775  | （分配落）   | 4,963  |

|                          |       |               |       |       |
|--------------------------|-------|---------------|-------|-------|
| 第16特定期間末<br>（平成24年8月20日） | （分配付） | 5,967,896,966 | （分配付） | 5,193 |
|                          | （分配落） | 5,642,527,545 | （分配落） | 4,911 |
| 第17特定期間末<br>（平成25年2月20日） | （分配付） | 6,468,170,238 | （分配付） | 5,912 |
|                          | （分配落） | 6,154,723,519 | （分配落） | 5,630 |
| 第18特定期間末<br>（平成25年8月20日） | （分配付） | 5,658,192,943 | （分配付） | 5,767 |
|                          | （分配落） | 5,422,399,766 | （分配落） | 5,551 |
| 平成24年 9月末日               |       | 5,426,475,578 |       | 4,789 |
| 10月末日                    |       | 5,522,531,412 |       | 4,915 |
| 11月末日                    |       | 5,551,395,727 |       | 5,018 |
| 12月末日                    |       | 5,781,404,898 |       | 5,252 |
| 平成25年 1月末日               |       | 6,052,050,893 |       | 5,514 |
| 2月末日                     |       | 6,091,949,299 |       | 5,576 |
| 3月末日                     |       | 6,198,563,279 |       | 5,649 |
| 4月末日                     |       | 6,656,741,457 |       | 5,880 |
| 5月末日                     |       | 6,745,602,165 |       | 6,019 |
| 6月末日                     |       | 5,998,652,967 |       | 5,690 |
| 7月末日                     |       | 5,594,625,478 |       | 5,672 |
| 8月末日                     |       | 5,427,804,839 |       | 5,620 |
| 9月末日                     |       | 5,287,904,900 |       | 5,586 |

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

## 【分配の推移】

| 期 間     |              | 1万口当たりの分配金 |
|---------|--------------|------------|
| 第1特定期間  | 自 平成16年9月 9日 | 235 円      |
|         | 至 平成17年2月21日 |            |
| 第2特定期間  | 自 平成17年2月22日 | 282 円      |
|         | 至 平成17年8月22日 |            |
| 第3特定期間  | 自 平成17年8月23日 | 282 円      |
|         | 至 平成18年2月20日 |            |
| 第4特定期間  | 自 平成18年2月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成18年8月21日 |            |
| 第5特定期間  | 自 平成18年8月22日 | 288 円      |
|         | 至 平成19年2月20日 |            |
| 第6特定期間  | 自 平成19年2月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成19年8月20日 |            |
| 第7特定期間  | 自 平成19年8月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成20年2月20日 |            |
| 第8特定期間  | 自 平成20年2月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成20年8月20日 |            |
| 第9特定期間  | 自 平成20年8月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成21年2月20日 |            |
| 第10特定期間 | 自 平成21年2月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成21年8月20日 |            |
| 第11特定期間 | 自 平成21年8月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成22年2月22日 |            |
| 第12特定期間 | 自 平成22年2月23日 | 282 円      |
|         | 至 平成22年8月20日 |            |
| 第13特定期間 | 自 平成22年8月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成23年2月21日 |            |
| 第14特定期間 | 自 平成23年2月22日 | 282 円      |
|         | 至 平成23年8月22日 |            |
| 第15特定期間 | 自 平成23年8月23日 | 282 円      |
|         | 至 平成24年2月20日 |            |
| 第16特定期間 | 自 平成24年2月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成24年8月20日 |            |
| 第17特定期間 | 自 平成24年8月21日 | 282 円      |
|         | 至 平成25年2月20日 |            |
| 第18特定期間 | 自 平成25年2月21日 | 216 円      |
|         | 至 平成25年8月20日 |            |

## 【収益率の推移】

| 期 間    |              | 収益率   |
|--------|--------------|-------|
| 第1特定期間 | 自 平成16年9月 9日 | 1.5 % |
|        | 至 平成17年2月21日 |       |

|         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| 第2特定期間  | 自 平成17年2月22日 | 4.9 %  |
|         | 至 平成17年8月22日 |        |
| 第3特定期間  | 自 平成17年8月23日 | 7.6 %  |
|         | 至 平成18年2月20日 |        |
| 第4特定期間  | 自 平成18年2月21日 | 0.1 %  |
|         | 至 平成18年8月21日 |        |
| 第5特定期間  | 自 平成18年8月22日 | 7.7 %  |
|         | 至 平成19年2月20日 |        |
| 第6特定期間  | 自 平成19年2月21日 | 11.2 % |
|         | 至 平成19年8月20日 |        |
| 第7特定期間  | 自 平成19年8月21日 | 1.7 %  |
|         | 至 平成20年2月20日 |        |
| 第8特定期間  | 自 平成20年2月21日 | 11.6 % |
|         | 至 平成20年8月20日 |        |
| 第9特定期間  | 自 平成20年8月21日 | 41.9 % |
|         | 至 平成21年2月20日 |        |
| 第10特定期間 | 自 平成21年2月21日 | 53.6 % |
|         | 至 平成21年8月20日 |        |
| 第11特定期間 | 自 平成21年8月21日 | 7.5 %  |
|         | 至 平成22年2月22日 |        |
| 第12特定期間 | 自 平成22年2月23日 | 0.3 %  |
|         | 至 平成22年8月20日 |        |
| 第13特定期間 | 自 平成22年8月21日 | 1.3 %  |
|         | 至 平成23年2月21日 |        |
| 第14特定期間 | 自 平成23年2月22日 | 6.5 %  |
|         | 至 平成23年8月22日 |        |
| 第15特定期間 | 自 平成23年8月23日 | 8.3 %  |
|         | 至 平成24年2月20日 |        |
| 第16特定期間 | 自 平成24年2月21日 | 4.6 %  |
|         | 至 平成24年8月20日 |        |
| 第17特定期間 | 自 平成24年8月21日 | 20.4 % |
|         | 至 平成25年2月20日 |        |
| 第18特定期間 | 自 平成25年2月21日 | 2.4 %  |
|         | 至 平成25年8月20日 |        |

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率 = ( 当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額 )  
 ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100 ( ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の  
 代わりに、1 万口当たり当初元本額 ( 10,000円 ) を用いております。 )

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

|         |              | 設定口数           | 解約口数          |
|---------|--------------|----------------|---------------|
| 第1特定期間  | 自 平成16年9月9日  | 9,024,298,681  | 984,495       |
|         | 至 平成17年2月21日 |                |               |
| 第2特定期間  | 自 平成17年2月22日 | 11,999,510,800 | 691,372,281   |
|         | 至 平成17年8月22日 |                |               |
| 第3特定期間  | 自 平成17年8月23日 | 3,480,065,866  | 1,795,395,393 |
|         | 至 平成18年2月20日 |                |               |
| 第4特定期間  | 自 平成18年2月21日 | 816,795,924    | 2,200,286,649 |
|         | 至 平成18年8月21日 |                |               |
| 第5特定期間  | 自 平成18年8月22日 | 233,654,602    | 2,812,710,282 |
|         | 至 平成19年2月20日 |                |               |
| 第6特定期間  | 自 平成19年2月21日 | 136,192,763    | 1,756,171,690 |
|         | 至 平成19年8月20日 |                |               |
| 第7特定期間  | 自 平成19年8月21日 | 141,608,159    | 1,104,302,602 |
|         | 至 平成20年2月20日 |                |               |
| 第8特定期間  | 自 平成20年2月21日 | 112,964,043    | 1,036,964,388 |
|         | 至 平成20年8月20日 |                |               |
| 第9特定期間  | 自 平成20年8月21日 | 143,199,748    | 1,134,036,671 |
|         | 至 平成21年2月20日 |                |               |
| 第10特定期間 | 自 平成21年2月21日 | 173,097,694    | 363,310,420   |
|         | 至 平成21年8月20日 |                |               |
| 第11特定期間 | 自 平成21年8月21日 | 301,248,343    | 626,769,345   |
|         | 至 平成22年2月22日 |                |               |
| 第12特定期間 | 自 平成22年2月23日 | 191,734,353    | 846,236,851   |
|         | 至 平成22年8月20日 |                |               |
| 第13特定期間 | 自 平成22年8月21日 | 252,641,761    | 711,147,377   |
|         | 至 平成23年2月21日 |                |               |
| 第14特定期間 | 自 平成23年2月22日 | 1,257,102,934  | 700,024,025   |
|         | 至 平成23年8月22日 |                |               |
| 第15特定期間 | 自 平成23年8月23日 | 212,784,931    | 968,625,492   |
|         | 至 平成24年2月20日 |                |               |
| 第16特定期間 | 自 平成24年2月21日 | 515,324,304    | 754,487,104   |
|         | 至 平成24年8月20日 |                |               |
| 第17特定期間 | 自 平成24年8月21日 | 326,804,079    | 883,867,312   |
|         | 至 平成25年2月20日 |                |               |
| 第18特定期間 | 自 平成25年2月21日 | 1,351,395,048  | 2,514,846,379 |
|         | 至 平成25年8月20日 |                |               |

( 注1 ) 前記は、すべて本邦内における設定・解約の実績口数です。

( 注2 ) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 《参考情報》

## 基準価額・純資産の推移

(設定日～2013年9月末)



(2013年9月末現在)

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 5.586円   |
| 純資産総額 | 5,287百万円 |

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|         |     |          |     |         |        |
|---------|-----|----------|-----|---------|--------|
| 2013年9月 | 25円 | 2013年3月  | 47円 | 直近1年間累計 | 476円   |
| 2013年8月 | 25円 | 2013年2月  | 47円 | 設定来累計   | 4,994円 |
| 2013年7月 | 25円 | 2013年1月  | 47円 |         |        |
| 2013年6月 | 25円 | 2012年12月 | 47円 |         |        |
| 2013年5月 | 47円 | 2012年11月 | 47円 |         |        |
| 2013年4月 | 47円 | 2012年10月 | 47円 |         |        |

## 主要な資産の状況

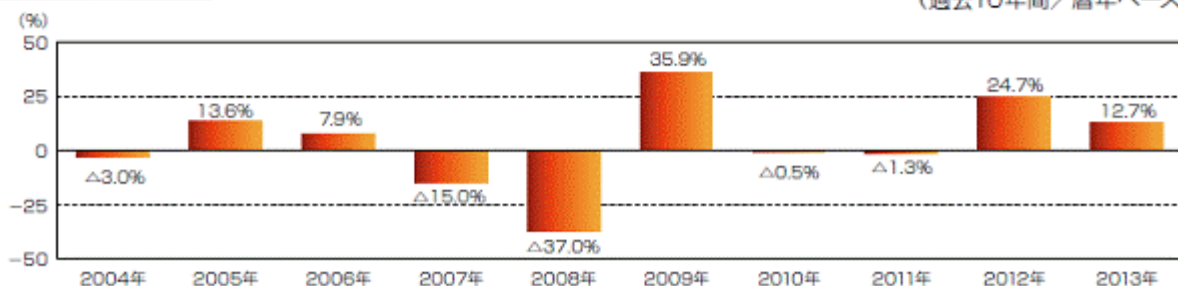
(2013年9月末現在)

| 国名     | 銘柄名                        | 業種    | 投資比率(%) |
|--------|----------------------------|-------|---------|
| イギリス   | LLOYDS BANKING             | 銀行    | 5.41    |
| アメリカ   | GULF POWER CO              | 公益    | 5.40    |
| アメリカ   | GENERAL ELEC CAP CORP      | その他産業 | 5.11    |
| シンガポール | OVERSEA-CHINESE BANKING    | 銀行    | 4.81    |
| アメリカ   | ASSURED GUARANTY           | 保険    | 4.69    |
| イギリス   | AVIVA PLC                  | 保険    | 4.57    |
| 日本     | MITSUMI SUMITOMO INSURANCE | 保険    | 3.93    |
| イギリス   | STANDARD CHARTERD BANK     | 銀行    | 3.91    |
| アメリカ   | ZFS FINANCE USA TRUST II   | 保険    | 3.90    |
| イギリス   | HSBC HOLDINGS PLC          | 銀行    | 3.89    |

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2004年は設定日(9月9日)から年末まで、2013年は年初から9月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）取得申込の受付

申込期間：平成25年11月20日（水）から平成26年11月19日（水）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。取得申込の受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### （2）申込単位・申込価額

##### 申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、分配金を税引き後自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

##### 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.575%（税抜1.50%）<sup>\*</sup>の率を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup>消費税率が8%になった場合は、1.62%（税抜1.50%）となります。

### 2【換金（解約）手続等】

#### （1）解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求の受付は行いません。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の受付となります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社までお問い合わせください。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約代金の支払いは、解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目からとします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことができます。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

組入優先証券の評価は、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。

外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### （２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

#### （３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 信託の終了をご参照ください。）

#### （４）【計算期間】

この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは各計算期間終了日をその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

#### （５）【その他】

信託の終了

## 1. 投資信託契約の解約

- イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記  
信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

## 3. 受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.から5.までの規定にしたがいます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書の作成・交付

委託会社は、原則として6ヵ月ごと（2月および8月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係会社との契約の更改

##### 1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

##### 2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、収益分配金を請求する権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所において支払われます。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を自己の帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じて支払います。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第17特定期間<br>(平成25年2月20日現在) | 第18特定期間<br>(平成25年8月20日現在) |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                           |                           |
| 流動資産            |                           |                           |
| 預金              | 140,713,186               | 16,275,822                |
| コール・ローン         | 102,861,836               | 69,856,632                |
| 其他有価証券          | 5,929,893,311             | 5,323,726,046             |
| 未収配当金           | 8,488,287                 | 8,853,443                 |
| 未収利息            | 39,010,234                | 41,782,606                |
| 其他未収収益          | 928,838                   | 580,475                   |
| 流動資産合計          | 6,221,895,692             | 5,461,075,024             |
| 資産合計            | 6,221,895,692             | 5,461,075,024             |
| <b>負債の部</b>     |                           |                           |
| 流動負債            |                           |                           |
| 未払収益分配金         | 51,381,982                | 24,422,213                |
| 未払解約金           | 9,207,976                 | 8,427,046                 |
| 未払受託者報酬         | 368,605                   | 326,255                   |
| 未払委託者報酬         | 6,213,610                 | 5,499,744                 |
| 流動負債合計          | 67,172,173                | 38,675,258                |
| 負債合計            | 67,172,173                | 38,675,258                |
| <b>純資産の部</b>    |                           |                           |
| 元本等             |                           |                           |
| 元本              | 10,932,336,608            | 9,768,885,277             |
| 剰余金             |                           |                           |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 4,777,613,089             | 4,346,485,511             |
| （分配準備積立金）       | 139,039                   | 755,791                   |
| 元本等合計           | 6,154,723,519             | 5,422,399,766             |
| 純資産合計           | 6,154,723,519             | 5,422,399,766             |
| 負債純資産合計         | 6,221,895,692             | 5,461,075,024             |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                         | 第17特定期間<br>自 平成24年8月21日<br>至 平成25年2月20日 | 第18特定期間<br>自 平成25年2月21日<br>至 平成25年8月20日 |
|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業収益                    |                                         |                                         |
| 受取配当金                   | 90,811,119                              | 97,462,490                              |
| 受取利息                    | 75,705,288                              | 87,228,808                              |
| 有価証券売買等損益               | 38,173,492                              | 251,861,272                             |
| 為替差損益                   | 929,759,507                             | 268,030,473                             |
| その他収益                   | 8,911,512                               | 838,294                                 |
| 営業収益合計                  | 1,143,360,918                           | 201,698,793                             |
| 営業費用                    |                                         |                                         |
| 受託者報酬                   | 2,107,523                               | 2,286,809                               |
| 委託者報酬                   | 35,526,751                              | 38,549,033                              |
| その他費用                   | 306,952                                 | 320,353                                 |
| 営業費用合計                  | 37,941,226                              | 41,156,195                              |
| 営業利益                    | 1,105,419,692                           | 160,542,598                             |
| 経常利益                    | 1,105,419,692                           | 160,542,598                             |
| 当期純利益                   | 1,105,419,692                           | 160,542,598                             |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | 7,151,236                               | 7,734,288                               |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | 5,846,872,296                           | 4,777,613,089                           |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 439,018,693                             | 1,068,386,383                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 439,018,693                             | 1,068,386,383                           |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 154,581,223                             | 554,273,938                             |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 154,581,223                             | 554,273,938                             |
| 分配金                     | 313,446,719                             | 235,793,177                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 4,777,613,089                           | 4,346,485,511                           |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>その他有価証券（ハイブリッド優先証券）</p> <p>額面が25米ドルの場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p> <p>また、額面が1,000米ドルの場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | <p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>                                                       |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目         | 第17特定期間<br>(平成25年2月20日現在)                         | 第18特定期間<br>(平成25年8月20日現在)                         |
|------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 期首元本額   | 11,489,399,841円                                   | 10,932,336,608円                                   |
| 期中追加設定元本額  | 326,804,079円                                      | 1,351,395,048円                                    |
| 期中一部解約元本額  | 883,867,312円                                      | 2,514,846,379円                                    |
| 2. 受益権の総数  | 10,932,336,608口                                   | 9,768,885,277口                                    |
| 3. 元本の欠損   | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,777,613,089円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,346,485,511円であります。 |
| 4. その他有価証券 | 「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。                        | 同左                                                |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目                                               | 第17特定期間<br>自 平成24年8月21日<br>至 平成25年2月20日   | 第18特定期間<br>自 平成25年2月21日<br>至 平成25年8月20日 |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 | 9,909,528円                                | 10,752,710円                             |
| 2. 分配金の計算過程                                      |                                           |                                         |
|                                                  | [平成24年8月21日から<br>平成24年9月20日まで<br>の計算期間]   | [平成25年2月21日から<br>平成25年3月21日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                                     | 24,062,119円                               | 39,690,180円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                    | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                                           | 273,193,881円                              | 118,987,718円                            |
| 分配準備積立金額                                         | 700,306円                                  | 137,111円                                |
| 当ファンドの分配対象収益額                                    | 297,956,306円                              | 158,815,009円                            |
| 当ファンドの期末残存口数                                     | 11,372,181,001口                           | 11,102,975,070口                         |
| 1万口当たり収益分配対象額                                    | 262.00円                                   | 143.03円                                 |
| 1万口当たり分配金額                                       | 47.00円                                    | 47.00円                                  |
| 収益分配金金額                                          | 53,449,250円                               | 52,183,982円                             |
|                                                  | [平成24年 9月21日から<br>平成24年10月22日まで<br>の計算期間] | [平成25年3月22日から<br>平成25年4月22日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                                     | 24,681,201円                               | 22,000,103円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                    | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                                           | 241,370,292円                              | 108,403,701円                            |
| 分配準備積立金額                                         | 871,271円                                  | 933,845円                                |
| 当ファンドの分配対象収益額                                    | 266,922,764円                              | 131,337,649円                            |
| 当ファンドの期末残存口数                                     | 11,266,478,259口                           | 11,314,726,992口                         |
| 1万口当たり収益分配対象額                                    | 236.91円                                   | 116.07円                                 |
| 1万口当たり分配金額                                       | 47.00円                                    | 47.00円                                  |
| 収益分配金金額                                          | 52,952,447円                               | 53,179,216円                             |
|                                                  | [平成24年10月23日から<br>平成24年11月20日まで<br>の計算期間] | [平成25年4月23日から<br>平成25年5月20日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                                     | 23,150,898円                               | 29,061,509円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                    | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                                           | 211,470,435円                              | 77,506,153円                             |
| 分配準備積立金額                                         | 759,044円                                  | 297,018円                                |
| 当ファンドの分配対象収益額                                    | 235,380,377円                              | 106,864,680円                            |
| 当ファンドの期末残存口数                                     | 11,174,572,168口                           | 11,238,400,267口                         |
| 1万口当たり収益分配対象額                                    | 210.63円                                   | 95.08円                                  |
| 1万口当たり分配金額                                       | 47.00円                                    | 47.00円                                  |

|                               |                                           |                                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 収益分配金金額                       | 52,520,489円                               | 52,820,481円                             |
|                               | [平成24年11月21日から<br>平成24年12月20日まで<br>の計算期間] | [平成25年5月21日から<br>平成25年6月20日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                  | 32,370,846円                               | 34,840,343円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                        | 179,347,355円                              | 53,656,828円                             |
| 分配準備積立金額                      | 435,002円                                  | 135,631円                                |
| 当ファンドの分配対象収益額                 | 212,153,203円                              | 88,632,802円                             |
| 当ファンドの期末残存口数                  | 10,985,593,243口                           | 11,162,447,903口                         |
| 1万口当たり収益分配対象額                 | 193.11円                                   | 79.40円                                  |
| 1万口当たり分配金額                    | 47.00円                                    | 25.00円                                  |
| 収益分配金金額                       | 51,632,288円                               | 27,906,119円                             |
|                               | [平成24年12月21日から<br>平成25年 1月21日まで<br>の計算期間] | [平成25年6月21日から<br>平成25年7月22日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                  | 24,033,077円                               | 21,404,467円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                        | 159,309,939円                              | 48,639,357円                             |
| 分配準備積立金額                      | 933,111円                                  | 6,384,001円                              |
| 当ファンドの分配対象収益額                 | 184,276,127円                              | 76,427,825円                             |
| 当ファンドの期末残存口数                  | 10,959,630,430口                           | 10,112,466,615口                         |
| 1万口当たり収益分配対象額                 | 168.14円                                   | 75.57円                                  |
| 1万口当たり分配金額                    | 47.00円                                    | 25.00円                                  |
| 収益分配金金額                       | 51,510,263円                               | 25,281,166円                             |
|                               | [平成25年1月22日から<br>平成25年2月20日まで<br>の計算期間]   | [平成25年7月23日から<br>平成25年8月20日まで<br>の計算期間] |
| 費用控除後の配当等収益額                  | 35,371,395円                               | 19,828,966円                             |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | 0円                                        | 0円                                      |
| 収益調整金額                        | 131,693,476円                              | 46,993,188円                             |
| 分配準備積立金額                      | 844,354円                                  | 2,418,372円                              |
| 当ファンドの分配対象収益額                 | 167,909,225円                              | 69,240,526円                             |
| 当ファンドの期末残存口数                  | 10,932,336,608口                           | 9,768,885,277口                          |
| 1万口当たり収益分配対象額                 | 153.58円                                   | 70.87円                                  |
| 1万口当たり分配金額                    | 47.00円                                    | 25.00円                                  |
| 収益分配金金額                       | 51,381,982円                               | 24,422,213円                             |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目                       | 第17特定期間<br>自 平成24年8月21日<br>至 平成25年2月20日                                                                                                                                                                                                   | 第18特定期間<br>自 平成25年2月21日<br>至 平成25年8月20日 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。                                                                                                                                                                | 同左                                      |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（ハイブリッド優先証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。<br>当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。                                                                  | 同左                                      |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | <ul style="list-style-type: none"><li>・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li><li>・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li><li>・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li></ul> | 同左                                      |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                            | 第17特定期間<br>(平成25年2月20日現在)                                                                                                                                                                                 | 第18特定期間<br>(平成25年8月20日現在)                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額          | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                                       | 同左                                                                      |
| 2. 時価の算定方法                    | (1) 有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券<br>同左<br>(2) デリバティブ取引<br>同左<br>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明    | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                     | 同左                                                                      |
| 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 | 貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。                                                                                                                                                                       | 同左                                                                      |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類                  | 第17特定期間<br>(平成25年2月20日現在) | 第18特定期間<br>(平成25年8月20日現在) |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|
|                     | 最終の計算期間の損益<br>に含まれた評価差額   | 最終の計算期間の損益<br>に含まれた評価差額   |
| その他有価証券（ハイブリッド優先証券） | 43,761,709                | 91,700,205                |
| 合計                  | 43,761,709                | 91,700,205                |

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| 項目           | 第17特定期間<br>(平成25年2月20日現在) | 第18特定期間<br>(平成25年8月20日現在) |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.5630円                   | 0.5551円                   |
| (1万口当たり純資産額) | (5,630円)                  | (5,551円)                  |

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

| 通貨   | 種類                  | 銘柄                                          | 券面総額      | 評価額金額        | 備考 |
|------|---------------------|---------------------------------------------|-----------|--------------|----|
| 米国ドル | その他有価証券（ハイブリッド優先証券） | AEGON NV 6.8750%                            | 45,728    | 1,091,070.08 | 1  |
|      |                     | ASSURED GUARANTY 5.6000% 07/15/2103         | 25,400    | 511,048.00   | 1  |
|      |                     | ASSURED GUARANTY 6.2500% 11/01/2102         | 115,400   | 2,413,014.00 | 1  |
|      |                     | AVIVA PLC 8.2500% 12/01/2041                | 90,000    | 2,377,800.00 | 1  |
|      |                     | BMY(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 08/01/2097   | 200       | 5,050.00     | 1  |
|      |                     | ENTERGY ARKANSAS INC 4.9000% 12/01/2052     | 24,000    | 456,960.00   | 1  |
|      |                     | ENTERGY ARKANSAS INC 5.7500% 11/01/2040     | 27,500    | 646,525.00   | 1  |
|      |                     | ENTERGY LA LLC 6.0000% 03/15/2040           | 13,782    | 333,662.22   | 1  |
|      |                     | ENTERGY LOUISIANA LLC 5.8750% 06/15/2041    | 70,000    | 1,657,600.00 | 1  |
|      |                     | ENTERGY MISSISSIPPI 6.0000% 05/01/2051      | 30,000    | 711,900.00   | 1  |
|      |                     | GOLDMAN SACHS GROUP 6.5000% 11/01/2061      | 15,000    | 369,750.00   | 1  |
|      |                     | HSBC HOLDINGS PLC 6.2000%                   | 97,400    | 2,413,572.00 | 1  |
|      |                     | JPM CHASE CAP XXIX 6.7000% 04/02/2040       | 30,000    | 765,900.00   | 1  |
|      |                     | LLOYDS BANKING 7.7500% 07/15/2050           | 110,450   | 2,945,701.50 | 1  |
|      |                     | M&T CAPITAL TRUST IV 8.5000% 01/31/2068     | 29,969    | 767,206.40   | 1  |
|      |                     | METLIFE INC 5.8750% 11/21/2033              | 63,800    | 1,595,000.00 | 1  |
|      |                     | PRUDENTIAL PLC 6.5000%                      | 12,400    | 300,948.00   | 1  |
|      |                     | PRUDENTIAL PLC 6.7500%                      | 19,800    | 486,090.00   | 1  |
|      |                     | AMERIPRISE FINL 7.7500% 06/15/2039          | 12,760    | 331,760.00   | 1  |
|      |                     | GULF POWER CO 5.7500% 06/01/2051            | 123,000   | 3,046,710.00 | 1  |
|      |                     | TENN VALLEY AUTHORITY 4.5000% 05/01/2029    | 100       | 2,403.00     | 1  |
|      |                     | ELEC DE FRANCE 5.2500% 12/29/2049           | 1,660,000 | 1,581,150.00 | 2  |
|      |                     | ALLSTATE CORP 6.5000% 05/15/2057            | 500,000   | 533,750.00   | 2  |
|      |                     | CHUBB CORP 6.3750% 03/29/2067               | 100,000   | 107,750.00   | 2  |
|      |                     | GENERAL ELEC CAP CORP 7.1250% 12/15/2049    | 700,000   | 773,500.00   | 2  |
|      |                     | GENERAL ELEC CAP CORP 6.3750% 11/15/2067    | 2,600,000 | 2,769,000.00 | 2  |
|      |                     | GREAT WEST LIFE & ANN IN 7.1530% 05/16/2046 | 900,000   | 931,500.00   | 2  |
|      |                     | MITSUI SUMITOMO INSURANC 7.0000% 03/15/2072 | 1,925,000 | 2,156,000.00 | 2  |
|      |                     | NATIONAL RURAL UTIL COOP 4.7500% 04/30/2043 | 1,000,000 | 960,000.00   | 2  |
|      |                     | NIPPON LIFE INSURANCE 5.0000% 10/18/2042    | 1,800,000 | 1,795,950.00 | 2  |
|      |                     | NORTHGROUP PFD CAP CORP 6.3780% 01/29/2049  | 1,000,000 | 1,010,000.00 | 2  |
|      |                     | OVERSEA-CHINESE BANKING 3.1500% 03/11/2023  | 3,600,000 | 3,553,056.00 | 2  |
|      |                     | PARTNERRE FINANCE II INC 6.4400% 12/01/2066 | 398,000   | 396,010.00   | 2  |
|      |                     | PROGRESSIVE CORP 6.7000% 06/15/2037         | 1,000,000 | 1,080,000.00 | 2  |
|      |                     | PRUDENTIAL PLC 6.5000% 06/29/2049           | 2,100,000 | 2,107,875.00 | 2  |
|      |                     | PRUDENTIAL PLC 7.7500% 12/29/2049           | 1,000,000 | 1,072,700.00 | 2  |
|      |                     | RABOBANK CAP FD TRST III 5.2540% 12/29/2049 | 2,000,000 | 2,032,500.00 | 2  |
|      |                     | STANDARD CHARTERD BANK 9.5000% 06/29/2049   | 1,950,000 | 2,120,625.00 | 2  |

|    |   |                                             |            |                 |   |
|----|---|---------------------------------------------|------------|-----------------|---|
| 小計 | 計 | STANDARD CHARTERD PLC 3.9500% 01/11/2023    | 1,000,000  | 927,180.00      | 2 |
|    |   | SWEDISH EXPORT CREDIT 5.4000% 06/29/2049    | 1,150,000  | 1,109,750.00    | 2 |
|    |   | SWISS RE CAPITAL I LP 6.8540% 05/29/2049    | 2,000,000  | 2,097,000.00    | 2 |
|    |   | ZFS FINANCE USA TRUST II 6.4500% 12/15/2065 | 2,000,000  | 2,140,000.00    | 2 |
|    |   |                                             | 31,339,689 | 54,484,966.20   |   |
|    |   |                                             |            | (5,323,726,046) |   |
|    |   |                                             |            | 54,484,966.20   |   |
| 合計 |   |                                             |            | 5,323,726,046   |   |
|    |   |                                             |            | (5,323,726,046) |   |

備考欄の 1は25米国ドル額面、 2は1,000米国ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表示しております。

(注)1. その他有価証券（ハイブリッド優先証券）における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨   | 銘柄数                         | 組入その他有価証券<br>(ハイブリッド優先証券)<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|------|-----------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 米国ドル | その他有価証券（ハイブリッド優先証券）<br>42銘柄 | 100.0%                            | 100.0%         |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

（平成25年9月30日現在）

|                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| 資産総額                            | 5,301,701,862 円       |
| 負債総額                            | 13,796,962 円          |
| 純資産総額（ - ）                      | 5,287,904,900 円       |
| 発行済数量                           | 9,466,785,831 口       |
| 1口当たり純資産額（ / ）<br>（1万口当たりの純資産額） | 0.5586 円<br>(5,586 円) |

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### （1）名義書換

該当事項はありません。

#### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### （3）譲渡制限

該当事項はありません。

#### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

（８）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

（平成25年9月末日現在）

- ・ 資本金の額 500,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
  - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
  - 平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。
- ・ 会社の機構

##### （1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

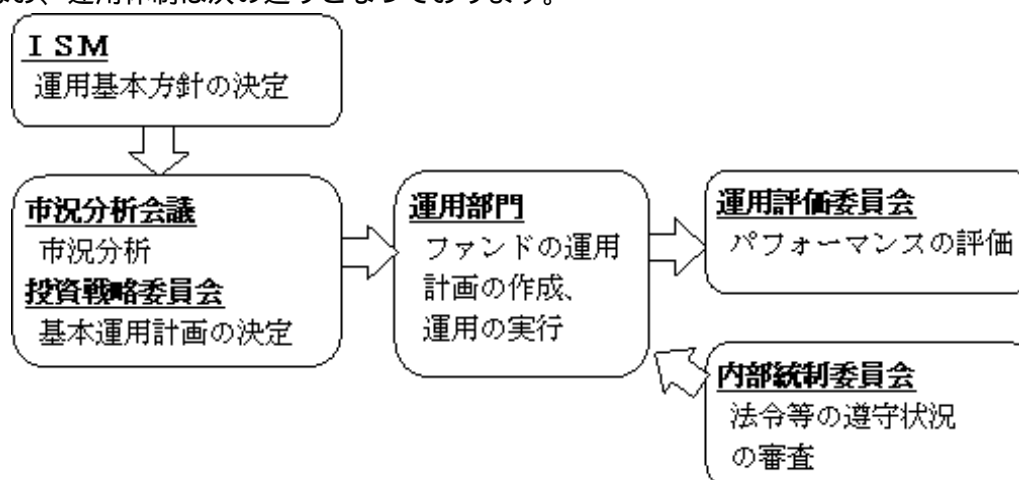
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

##### （2）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているインベストメント・ストラテジー・ミーティング（ISM：Investment Strategy Meeting）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年9月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

| 種類        | 本数  | 純資産総額       |
|-----------|-----|-------------|
| 単位型株式投資信託 | 39  | 125,429 百万円 |
| 追加型株式投資信託 | 63  | 511,879 百万円 |
| 合計        | 102 | 637,309 百万円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．当社は、第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

|              | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |           | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |           |
|--------------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 資産の部         |                        |           |                        |           |
| 流動資産         |                        |           |                        |           |
| 現金・預金        | *2                     | 1,673,740 | *2                     | 334,667   |
| 前払費用         |                        | 68,179    |                        | 78,455    |
| 未収入金         |                        | 466,276   |                        | 35,659    |
| 未収委託者報酬      |                        | 171,371   |                        | 1,596,855 |
| 未収運用受託報酬     |                        | 222,132   |                        | 223,887   |
| 未収販売手数料      |                        | 8,279     |                        | 9,419     |
| 立替金          |                        | 4,238     |                        | 33,280    |
| 未収還付法人税等     |                        | 193       |                        | 15        |
| 未収還付消費税等     |                        | 58,402    |                        | -         |
| 前渡金          |                        | 150,013   |                        | -         |
| 流動資産合計       |                        | 2,822,825 |                        | 2,312,240 |
| 固定資産         |                        |           |                        |           |
| 有形固定資産       |                        |           |                        |           |
| 建物附属設備       | *1                     | 145,676   | *1                     | 26,939    |
| 工具器具備品       | *1                     | 58,741    | *1                     | 31,800    |
| 有形固定資産合計     |                        | 204,417   |                        | 58,739    |
| 無形固定資産       |                        |           |                        |           |
| のれん          |                        | 311,439   |                        | -         |
| ソフトウェア       |                        | 95,396    |                        | 49,306    |
| 電話加入権        |                        | 3,875     |                        | 3,875     |
| 無形固定資産合計     |                        | 410,712   |                        | 53,181    |
| 投資その他の資産     |                        |           |                        |           |
| 投資有価証券       |                        | 89,514    |                        | 88,050    |
| 関係会社株式       |                        | -         |                        | 371,079   |
| その他の関係会社有価証券 |                        | 70,499    |                        | 1,798     |
| 長期貸付金        |                        | 2,428,604 |                        | -         |
| 敷金保証金        |                        | 193,745   |                        | 153,069   |
| 長期前払費用       |                        | 983       |                        | 39,866    |
| 預託金          |                        | 274       |                        | 74        |
| 投資その他の資産合計   |                        | 2,783,621 |                        | 653,938   |
| 固定資産合計       |                        | 3,398,752 |                        | 765,860   |
| 資産合計         |                        | 6,221,578 |                        | 3,078,101 |

（単位：千円）

|              | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部         |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 90,289                 | 20,792                 |
| 未払金          |                        |                        |
| 未払収益分配金      | 1,692                  | 1,692                  |
| 未払償還金        | 3,500                  | 3,500                  |
| 未払手数料        | 70,745                 | 722,328                |
| その他未払金       | 127,243                | 263,346                |
| 未払費用         | 831,782                | 694,184                |
| 前受収益         | 42,000                 | 10,655                 |
| 未払消費税等       | -                      | 3,237                  |
| 賞与引当金        | 80,107                 | 51,275                 |
| 役員賞与引当金      | 2,181                  | 3,714                  |
| 流動負債合計       | 1,249,540              | 1,774,727              |
| 固定負債         |                        |                        |
| 退職給付引当金      | 136,736                | 92,637                 |
| 役員退職慰労引当金    | 42,336                 | 28,009                 |
| 長期前受収益       | -                      | 39,083                 |
| その他          | 11,792                 | 14,747                 |
| 固定負債合計       | 190,864                | 174,478                |
| 負債合計         | 1,440,404              | 1,949,206              |
| 純資産の部        |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 2,150,000              | 500,000                |
| 資本剰余金        |                        |                        |
| 資本準備金        | 823,989                | 31,736                 |
| 資本剰余金合計      | 823,989                | 31,736                 |
| 利益剰余金        |                        |                        |
| 利益準備金        | 265,112                | 265,112                |
| その他利益剰余金     |                        |                        |
| 任意積立金        | 230,000                | 230,000                |
| 繰越利益剰余金      | 1,325,557              | 113,995                |
| 利益剰余金合計      | 1,820,669              | 609,108                |
| 株主資本合計       | 4,794,659              | 1,140,845              |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | 13,485                 | 11,950                 |
| 評価・換算差額等合計   | 13,485                 | 11,950                 |
| 純資産合計        | 4,781,174              | 1,128,895              |
| 負債・純資産合計     | 6,221,578              | 3,078,101              |

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

|               | 第27期<br>(自平成23年 4月 1日<br>至平成24年 3月31日) | 第28期<br>(自平成24年 4月 1日<br>至平成25年 3月31日) |
|---------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益          |                                        |                                        |
| 委託者報酬         | 6,349,954                              | 5,603,677                              |
| 運用受託報酬        | 872,232                                | 707,864                                |
| その他営業収益       | 280,669                                | 118,196                                |
| 営業収益合計        | 7,502,856                              | 6,429,738                              |
| 営業費用          |                                        |                                        |
| 支払手数料         | 2,842,546                              | 2,494,241                              |
| 広告宣伝費         | 32,471                                 | 41,490                                 |
| 公告費           | 2,790                                  | 2,485                                  |
| 調査費           |                                        |                                        |
| 調査費           | 614,323                                | 570,416                                |
| 委託調査費         | 1,465,989                              | 1,266,216                              |
| 営業雑経費         |                                        |                                        |
| 通信費           | 26,067                                 | 24,881                                 |
| 印刷費           | 95,270                                 | 104,342                                |
| 協会費           | 15,587                                 | 7,606                                  |
| 図書費           | 2,254                                  | 1,763                                  |
| 営業費用合計        | 5,097,301                              | 4,513,443                              |
| 一般管理費         |                                        |                                        |
| 給料            |                                        |                                        |
| 役員報酬          | 54,013                                 | 37,100                                 |
| 給料・手当         | 1,303,864                              | 950,746                                |
| 賞与            | 164,583                                | 111,737                                |
| 役員賞与          | 13,872                                 | 9,622                                  |
| 賞与引当金繰入       | 80,107                                 | 51,275                                 |
| 役員賞与引当金繰入     | 2,181                                  | 3,714                                  |
| 交際費           | 6,107                                  | 1,920                                  |
| 寄付金           | 1,369                                  | 912                                    |
| 旅費交通費         | 54,095                                 | 40,730                                 |
| 租税公課          | 14,874                                 | 11,313                                 |
| 不動産賃借料        | 216,238                                | 218,403                                |
| 退職給付費用        | 29,758                                 | 13,714                                 |
| 退職金           | 44,538                                 | 36,071                                 |
| 役員退職慰労引当金繰入   | 28,559                                 | 1,873                                  |
| 固定資産減価償却費     | 130,727                                | 194,496                                |
| 業務委託費         | 889,338                                | 587,813                                |
| 諸経費           | 111,245                                | 129,492                                |
| 一般管理費合計       | 3,145,477                              | 2,400,940                              |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 739,921                                | 484,645                                |
| 営業外収益         |                                        |                                        |
| 受取利息          | 9,995                                  | 14,348                                 |
| 受取配当金         | -                                      | 5                                      |

|                       |           |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 雑収入                   | 3,036     | 9,678      |
| その他                   | -         | 18         |
| 営業外収益合計               | 13,032    | 24,050     |
| 営業外費用                 |           |            |
| 為替差損                  | 57,064    | 42,221     |
| 雑損失                   | 24,555    | 7          |
| 株式交付費償却               | 1,492     | -          |
| その他                   | 24        | 81         |
| 営業外費用合計               | 83,137    | 42,309     |
| 経常利益又は経常損失（ ）         | 810,026   | 502,904    |
| 特別損失                  |           |            |
| 固定資産除却損               | *1 3,817  | *1 9,035   |
| 減損損失                  | -         | *2 301,757 |
| 退職特別加算金               | -         | 163,070    |
| その他の関係会社有価証券評価損       | -         | 59,042     |
| 諸税金                   | -         | *3 84,600  |
| 賃貸契約解約違約金             | -         | 35,372     |
| 特別損失合計                | 3,817     | 652,877    |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ） | 813,843   | 1,155,782  |
| 法人税、住民税及び事業税          | 3,020     | 3,780      |
| 法人税等調整額               | 460,615   | -          |
| 法人税等合計                | 463,635   | 3,780      |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）       | 1,277,479 | 1,159,562  |

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|                     | 第27期<br>(自平成23年 4月 1日<br>至平成24年 3月31日) | 第28期<br>(自平成24年 4月 1日<br>至平成25年 3月31日) |
|---------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| <b>株主資本</b>         |                                        |                                        |
| <b>資本金</b>          |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 2,150,000                              | 2,150,000                              |
| 当期変動額               |                                        |                                        |
| 資本金からその他資本剰余金への振替   | -                                      | 1,650,000                              |
| 当期変動額合計             | -                                      | 1,650,000                              |
| 当期末残高               | 2,150,000                              | 500,000                                |
| <b>資本剰余金</b>        |                                        |                                        |
| <b>資本準備金</b>        |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 823,989                                | 823,989                                |
| 当期変動額               |                                        |                                        |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | -                                      | 792,253                                |
| 当期変動額合計             | -                                      | 792,253                                |
| 当期末残高               | 823,989                                | 31,736                                 |
| <b>その他資本剰余金</b>     |                                        |                                        |
| 当期首残高               | -                                      | -                                      |
| 当期変動額               |                                        |                                        |
| 資本金からその他資本剰余金への振替   | -                                      | 1,650,000                              |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | -                                      | 792,253                                |
| その他資本剰余金の配当         | -                                      | 2,442,253                              |
| 当期変動額合計             | -                                      | -                                      |
| 当期末残高               | -                                      | -                                      |
| <b>資本剰余金合計</b>      |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 823,989                                | 823,989                                |
| 当期変動額               |                                        |                                        |
| 資本金からその他資本剰余金への振替   | -                                      | 1,650,000                              |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | -                                      | -                                      |
| その他資本剰余金の配当         | -                                      | 2,442,253                              |
| 当期変動額合計             | -                                      | 792,253                                |
| 当期末残高               | 823,989                                | 31,736                                 |
| <b>利益剰余金</b>        |                                        |                                        |
| <b>利益準備金</b>        |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 265,112                                | 265,112                                |
| 当期変動額               | -                                      | -                                      |
| 当期変動額合計             | -                                      | -                                      |
| 当期末残高               | 265,112                                | 265,112                                |
| <b>その他利益剰余金</b>     |                                        |                                        |
| <b>任意積立金</b>        |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 230,000                                | 230,000                                |
| 当期変動額               | -                                      | -                                      |
| 当期変動額合計             | -                                      | -                                      |
| 当期末残高               | 230,000                                | 230,000                                |
| <b>繰越利益剰余金</b>      |                                        |                                        |
| 当期首残高               | 2,603,036                              | 1,325,557                              |
| 当期変動額               |                                        |                                        |
| 剰余金の配当              | -                                      | 51,998                                 |

|                     |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|
| 当期純利益又は当期純損失（ ）     | 1,277,479 | 1,159,562 |
| 当期変動額合計             | 1,277,479 | 1,211,560 |
| 当期末残高               | 1,325,557 | 113,995   |
| 利益剰余金合計             |           |           |
| 当期首残高               | 3,098,149 | 1,820,669 |
| 当期変動額               |           |           |
| 剰余金の配当              | -         | 51,998    |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）     | 1,277,479 | 1,159,562 |
| 当期変動額合計             | 1,277,479 | 1,211,560 |
| 当期末残高               | 1,820,669 | 609,108   |
| 株主資本合計              |           |           |
| 当期首残高               | 6,072,138 | 4,794,659 |
| 当期変動額               |           |           |
| 資本金からその他資本剰余金への振替   | -         | -         |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | -         | -         |
| その他資本剰余金の配当         | -         | 2,442,253 |
| 剰余金の配当              | -         | 51,998    |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）     | 1,277,479 | 1,159,562 |
| 当期変動額合計             | 1,277,479 | 3,653,813 |
| 当期末残高               | 4,794,659 | 1,140,845 |
| 評価・換算差額等            |           |           |
| その他有価証券評価差額金        |           |           |
| 当期首残高               | 11,080    | 13,485    |
| 当期変動額               |           |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,405     | 1,535     |
| 当期変動額合計             | 2,405     | 1,535     |
| 当期末残高               | 13,485    | 11,950    |
| 評価・換算差額等合計          |           |           |
| 当期首残高               | 11,080    | 13,485    |
| 当期変動額               |           |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,405     | 1,535     |
| 当期変動額合計             | 2,405     | 1,535     |
| 当期末残高               | 13,485    | 11,950    |
| 純資産合計               |           |           |
| 当期首残高               | 6,061,058 | 4,781,174 |
| 当期変動額               |           |           |
| 資本金からその他資本剰余金への振替   | -         | -         |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | -         | -         |
| その他資本剰余金の配当         | -         | 2,442,253 |
| 剰余金の配当              | -         | 51,998    |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）     | 1,277,479 | 1,159,562 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,405     | 1,535     |
| 当期変動額合計             | 1,279,884 | 3,652,278 |
| 当期末残高               | 4,781,174 | 1,128,895 |

## 重要な会計方針

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | (1)子会社株式<br>移動平均法による原価法<br>(2)その他の関係会社有価証券<br>移動平均法による原価法<br>(3)その他有価証券(時価のあるもの)<br>期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                                                                                                                                      |
| 2. 固定資産の減価償却の方法            | (1)有形固定資産<br>建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。<br>(2)無形固定資産<br>1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。<br>2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積られる期間（20年）で償却しております。<br>(3)長期前払費用<br>定額法により償却しております。                                                                            |
| 3. 繰延資産の処理方法               | 株式交付費<br>定額法により3年間で償却しております。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4. 引当金の計上基準                | (1)賞与引当金<br>従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。<br>(2)役員賞与引当金<br>役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。<br>(3)退職給付引当金<br>従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。<br>(4)役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。                                                                                                                                                                                                                                |

## 会計上の見積もりの変更

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産の耐用年数の変更 | 当社が保有する建物附属設備は従来耐用年数を8年から15年として、工具器具備品については6年から8年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において本社事務所再構築に着手しており、建物附属設備及び工具器具備品の除却が確実に発生することが予想されるため、対象となる建物附属設備及び工具器具備品の耐用年数を除却までの期間（建物附属設備3年、工具器具備品3年）に見直し、将来に渡り変更しております。<br><br>この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が各々95,996千円増加しております。 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 第27期<br>平成24年3月31日現在                                                                                                                                      | 第28期<br>平成25年3月31日現在                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 43,995 千円</p> <p>工具器具備品 102,248 千円</p> <p>*2 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、10,140千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p> | <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 161,833 千円</p> <p>工具器具備品 127,369 千円</p> <p>*2 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、10,143千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p> |

## （損益計算書関係）

| 第27期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日        | 第28期<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |          |    |          |             |            |     |         |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------|----|----------|-------------|------------|-----|---------|
| *1 固定資産除却損は、工具器具備品194千円、ソフトウェア3,623千円であります。 | <p>*1 固定資産除却損は、建物付属設備2,010千円、工具器具備品632千円、ソフトウェア6,393千円であります。</p> <p>*2 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の通り減損損失を計上致しました。</p> <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失(千円)</th></tr><tr><td>本社（東京都千代田区）</td><td>第一種金融商品取引業</td><td>のれん</td><td>301,757</td></tr></table> <p>資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。</p> <p>当社は、上記資産に係る事業の廃止を予定しており、当該事業に係る既存契約の解約状況及び市場動向を勘案して評価した結果、のれん未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>尚、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、割引率の算定はしておりません。</p> <p>*3 諸税金</p> <p>子会社取得に伴い、海外で贈与税84,600千円を申告納付致しました。</p> | 場所  | 用途       | 種類 | 減損損失(千円) | 本社（東京都千代田区） | 第一種金融商品取引業 | のれん | 301,757 |
| 場所                                          | 用途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 種類  | 減損損失(千円) |    |          |             |            |     |         |
| 本社（東京都千代田区）                                 | 第一種金融商品取引業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | のれん | 301,757  |    |          |             |            |     |         |

## （株主資本等変動計算書関係）

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 41,000 株       | -              | -              | 41,000 株      |
| 合 計   | 41,000 株       | -              | -              | 41,000 株      |

## 2. 配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 41,000 株       | -              | -              | 41,000 株      |
| 合 計   | 41,000 株       | -              | -              | 41,000 株      |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|-----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月29日の<br>定時株主総会 | 普通株式  | 51,998         | 1,268           | 平成24年3月31日 | 平成24年8月13日 |

金銭以外による配当

| 決議                    | 株式の種類 | 配当財産の種類                                                        | 配当財産の<br>帳簿価額<br>（千円） | 一株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|-----------------------|-------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成24年6月29日の<br>定時株主総会 | 普通株式  | パインブリッジ・イン<br>ベストメンツ・<br>ホールディングス US<br>LLCに対する貸付金債<br>権及び利息債権 | 2,442,253             | 59,567              | 平成24年3月31日 | 平成24年8月13日 |

（リース取引関係）

| 第27期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日   |            | 第28期<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日   |            |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに<br>係る未経過リース料 |            | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに<br>係る未経過リース料 |            |
| 未経過リース料期末残高相当額                         |            | 未経過リース料期末残高相当額                         |            |
| 1年内                                    | 217,143 千円 | 1年内                                    | 158,990 千円 |
| 1年超                                    | 57,674 千円  | 1年超                                    | 168,859 千円 |
| 合計                                     | 274,817 千円 | 合計                                     | 327,849 千円 |

第27期（自 平成23年4月 1日至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。尚、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

|             | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 1) 現金・預金    | 1,673,740 | 1,673,740 | -      |
| 2) 未収入金     | 466,276   | 466,276   | -      |
| 3) 未収運用受託報酬 | 222,132   | 222,132   | -      |
| 4) 長期貸付金    | 2,428,604 | 2,445,051 | 16,447 |
| 資産計         | 4,790,752 | 4,807,199 | 16,447 |
| 1) 未払費用     | 831,782   | 831,782   | -      |
| 負債計         | 831,782   | 831,782   | -      |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収入金、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、信用リスクを加味した将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

1) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|             | 1年以内      | 1年超5年以内   | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|-----------|----------|------|
| 1) 現金・預金    | 1,673,740 | -         | -        | -    |
| 2) 未収入金     | 466,276   | -         | -        | -    |
| 3) 未収運用受託報酬 | 222,132   | -         | -        | -    |
| 4) 長期貸付金    | -         | 2,428,604 | -        | -    |
| 合計          | 2,362,148 | 2,428,604 | -        | -    |

第28期（自 平成24年4月 1日至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

|             | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|-------------|-----------|-----------|----|
| 1) 現金・預金    | 334,667   | 334,667   | -  |
| 2) 未収委託者報酬  | 1,596,855 | 1,596,855 | -  |
| 3) 未収運用受託報酬 | 223,887   | 223,887   | -  |
| 資産計         | 2,155,409 | 2,155,409 | -  |
| 1) 未払費用     | 694,184   | 694,184   | -  |

|           |           |           |   |
|-----------|-----------|-----------|---|
| 2) 未払手数料  | 722,328   | 722,328   | - |
| 3) その他未払金 | 263,346   | 263,346   | - |
| 負債計       | 1,679,858 | 1,679,858 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収委託者報酬、3) 未収運用受託報酬

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払費用、2) 未払手数料、3) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額371,079千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|             | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|---------|----------|------|
| 1) 現金・預金    | 334,667   | -       | -        | -    |
| 2) 未収委託者報酬  | 1,596,855 | -       | -        | -    |
| 3) 未収運用受託報酬 | 223,887   | -       | -        | -    |
| 合計          | 2,155,409 | -       | -        | -    |

## （有価証券関係）

| 第27期<br>平成24年3月31日現在                                   |  |          |         | 第28期<br>平成25年3月31日現在                                                                     |                      |          |          |         |        |
|--------------------------------------------------------|--|----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------|----------|---------|--------|
| 1. その他の関係会社有価証券<br><br>(単位：千円)                         |  |          |         | 1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券<br><br>(単位：千円)                                                    |                      |          |          |         |        |
| 区分                                                     |  | 貸借対照表計上額 |         | 区分                                                                                       |                      | 貸借対照表計上額 |          |         |        |
| その他の関係会社有価証券                                           |  | 70,499   |         | 子会社株式                                                                                    |                      | 371,079  |          |         |        |
|                                                        |  |          |         | その他の関係会社有価証券                                                                             |                      | 1,798    |          |         |        |
| 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。 |  |          |         | (注) 表中のその他の関係会社有価証券は減損処理後の帳簿価額であります。尚、当事業年度において減損処理を行い、その他の関係会社有価証券評価損59,042千円を計上しております。 |                      |          |          |         |        |
| 2. その他有価証券で時価のあるもの<br><br>(単位：千円)                      |  |          |         | 2. その他有価証券で時価のあるもの<br><br>(単位：千円)                                                        |                      |          |          |         |        |
| 区分                                                     |  | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額                                                                                       | 区分                   |          | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額     |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの                                   |  |          |         |                                                                                          | 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |          |          |         |        |
| 投資信託受益証券                                               |  | 89,514   | 103,000 | 13,485                                                                                   | 投資信託受益証券             |          | 88,050   | 100,000 | 11,950 |
| 3. 当事業年度に売却したその他有価証券                                   |  |          |         | 3. 当事業年度に売却したその他有価証券                                                                     |                      |          |          |         |        |
| 売却額：                                                   |  | 976 千円   |         | 売却額：                                                                                     |                      | 3,937 千円 |          |         |        |
| 売却益の合計額：                                               |  | - 千円     |         | 売却益の合計額：                                                                                 |                      | 18 千円    |          |         |        |
| 売却損の合計額：                                               |  | 24 千円    |         | 売却損の合計額：                                                                                 |                      | 81 千円    |          |         |        |

## （退職給付関係）

第27期（平成24年3月31日現在）

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要             |         |
| 当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。 |         |
| 2. 退職給付債務に関する事項                |         |
|                                | 千円      |
| 退職給付債務                         | 136,736 |
| 退職給付引当金                        | 136,736 |
| 3. 退職給付費用に関する事項                |         |
|                                | 千円      |
| 勤務費用                           | 29,758  |
| 退職給付費用                         | 29,758  |

## 第28期（平成25年3月31日現在）

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 1．採用している退職給付制度の概要              |        |
| 当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。 |        |
| 2．退職給付債務に関する事項                 |        |
|                                | 千円     |
| 退職給付債務                         | 92,637 |
| 退職給付引当金                        | 92,637 |
| 3．退職給付費用に関する事項                 |        |
|                                | 千円     |
| 勤務費用                           | 13,714 |
| 退職給付費用                         | 13,714 |

## （税効果会計関係）

| 第27期<br>平成24年3月31日現在                                           |         | 第28期<br>平成25年3月31日現在                                           |         |
|----------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------|---------|
| 1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳                                             |         | 1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳                                             |         |
| （単位：千円）                                                        |         | （単位：千円）                                                        |         |
| 繰延税金資産                                                         |         | 繰延税金資産                                                         |         |
| 未払金否認                                                          | 20,060  | 未払金否認                                                          | 67,212  |
| 賞与引当金否認                                                        | 31,277  | 賞与引当金否認                                                        | 19,489  |
| のれん                                                            | 49,647  | 減価償却超過額                                                        | 36,488  |
| 退職給付引当金否認                                                      | 49,620  | 退職給付引当金否認                                                      | 45,688  |
| 役員退職慰労引当金否認                                                    | 15,088  | 役員退職慰労引当金否認                                                    | 9,982   |
| 繰越欠損金                                                          | 486,323 | 関係会社出資金評価損                                                     | 22,350  |
| その他                                                            | 32,389  | 繰越欠損金                                                          | 705,802 |
|                                                                |         | その他                                                            | 63,269  |
| 繰延税金資産小計                                                       | 684,408 | 繰延税金資産小計                                                       | 970,281 |
| 評価性引当額                                                         | 684,408 | 評価性引当額                                                         | 970,281 |
| 繰延税金資産合計                                                       | -       | 繰延税金資産合計                                                       | -       |
| 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |         | 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |         |
| 当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。         |         | 当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。         |         |

## （セグメント情報等）

| 第27期<br>平成24年3月31日現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第28期<br>平成25年3月31日現在 |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|---------|---------|------------|-----------|---------|---------|-----------|----------|-----------------------------|---------|------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|--------|---------|------------|-----------|---------|---------|-----------|----------|-----------------------------|---------|------------------|-----------|
| <div>1. セグメント情報</div> <div>当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。</div> <div>2. 関連情報</div> <div>(1) 製品及びサービス毎の情報</div> <div>(単位：千円)</div> <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>6,349,954</td><td>872,232</td><td>280,669</td></tr></table> <div>(2) 地域毎の情報</div> <div>営業収益</div> <div>国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。</div> <div>有形固定資産</div> <div>全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</div> <div>(3) 主要な顧客毎の情報</div> <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益(千円)</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド<br/>(適格機関投資家向け)</td><td>894,326</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>1,600,506</td></tr></table> <div>当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。</div> |                      | 委託者報酬   | 運用受託報酬  | その他営業収益 | 外部顧客への営業収益 | 6,349,954 | 872,232 | 280,669 | 顧客の名称又は氏名 | 営業収益(千円) | 年金バランス50ファンド<br>(適格機関投資家向け) | 894,326 | パインブリッジ新成長国債券プラス | 1,600,506 | <div>1. セグメント情報</div> <div>当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。</div> <div>2. 関連情報</div> <div>(1) 製品及びサービス毎の情報</div> <div>(単位：千円)</div> <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への営業収益</td><td>5,603,677</td><td>707,864</td><td>118,196</td></tr></table> <div>(2) 地域毎の情報</div> <div>営業収益</div> <div>国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。</div> <div>有形固定資産</div> <div>全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</div> <div>(3) 主要な顧客毎の情報</div> <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益(千円)</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド<br/>(適格機関投資家向け)</td><td>781,545</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>1,108,924</td></tr></table> <div>当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。</div> |  | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他営業収益 | 外部顧客への営業収益 | 5,603,677 | 707,864 | 118,196 | 顧客の名称又は氏名 | 営業収益(千円) | 年金バランス50ファンド<br>(適格機関投資家向け) | 781,545 | パインブリッジ新成長国債券プラス | 1,108,924 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 委託者報酬                | 運用受託報酬  | その他営業収益 |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 外部顧客への営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6,349,954            | 872,232 | 280,669 |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 顧客の名称又は氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 営業収益(千円)             |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 年金バランス50ファンド<br>(適格機関投資家向け)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 894,326              |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| パインブリッジ新成長国債券プラス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,600,506            |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 委託者報酬                | 運用受託報酬  | その他営業収益 |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 外部顧客への営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 5,603,677            | 707,864 | 118,196 |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 顧客の名称又は氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 営業収益(千円)             |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| 年金バランス50ファンド<br>(適格機関投資家向け)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 781,545              |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |
| パインブリッジ新成長国債券プラス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,108,924            |         |         |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |       |        |         |            |           |         |         |           |          |                             |         |                  |           |

## （関連当事者情報）

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## （１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

## （２）兄弟会社等

| 属性      | 会社等の名称                           | 住所           | 資本金               | 事業の内容  | 議決権等の所有<br>（被所有割合） | 関係内容   |          | 取引の内容           | 取引金額<br>*1      | 科目       | 期末残高<br>*1      |
|---------|----------------------------------|--------------|-------------------|--------|--------------------|--------|----------|-----------------|-----------------|----------|-----------------|
|         |                                  |              |                   |        |                    | 役員の兼任等 | 事業上の関係   |                 |                 |          |                 |
| 親会社の子会社 | パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル<br>137,451  | 持株会社   | -                  | -      | 経営管理     | 貸付金の回収          | 千円<br>-         | 未収入金     | 千円<br>251,172   |
|         |                                  |              |                   |        |                    |        |          | 金銭の貸付 *2        | 千円<br>2,428,604 | 長期貸付金 *2 | 千円<br>2,428,604 |
|         |                                  |              |                   |        |                    |        |          | 役務提供に対する対価支払    | 千円<br>714,927   | 未払費用     | 千円<br>143,333   |
| 親会社の子会社 | パインブリッジ・インベストメンツ LLC             | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル<br>2        | 投資運用会社 | -                  | -      | 一任及び助言契約 | 委託調査費の支払 *3     | 千円<br>245,995   | 未払費用     | 千円<br>79,418    |
|         |                                  |              |                   |        |                    |        |          | その他役務提供に対する対価受取 | 千円<br>160,063   | 未収入金     | 千円<br>203,148   |
| 親会社の子会社 | パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド     | イギリス、ロンドン    | 千スターリングポンド<br>200 | 投資運用会社 | -                  | -      | 一任及び助言契約 | 委託調査費の支払 *3     | 千円<br>516,003   | 未払費用     | 千円<br>227,613   |

## （取引条件及び取引条件の決定方針等）

- \*1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*2 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約であり、貸付期間はそれぞれ平成24年3月26日から平成26年3月25日、及び平成24年3月31日から平成26年3月31日となっており、受取利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のTIBOR12ヶ月物プラス1%を日割り計算で計算されます。尚、担保は受け入れておりません。
- \*3 委託調査費の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （１）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第28期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社

| 属性  | 会社等の名称                                    | 住所       | 資本金                  | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容   |        | 取引の内容    | 取引金額          | 科目 | 期末残高    |
|-----|-------------------------------------------|----------|----------------------|-------|------------------------|--------|--------|----------|---------------|----|---------|
|     |                                           |          |                      |       |                        | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |          |               |    |         |
| 子会社 | パインブリッジ・インベストメンツ・キャピタル・インディア・プライベート・リミテッド | インド、ムンバイ | 千INDルピー<br>1,136,147 | 持株会社  | 所有直接<br>99.9%          | 兼任二名   | -      | 増資の引受 *1 | 千円<br>211,740 | -  | 千円<br>- |

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

| 属性          | 会社等の名称                           | 住所           | 資本金              | 事業の内容  | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容   |          | 取引の内容                       | 取引金額<br>*2      | 科目   | 期末残高<br>*2    |
|-------------|----------------------------------|--------------|------------------|--------|------------------------|--------|----------|-----------------------------|-----------------|------|---------------|
|             |                                  |              |                  |        |                        | 役員の兼任等 | 事業上の関係   |                             |                 |      |               |
| 同一の親会社を持つ会社 | パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル<br>156,980 | 持株会社   | -                      | -      | 経営管理     | 貸付金債権及び利息債権の親会社への譲渡による消滅 *3 | 千円<br>2,442,253 | -    | 千円<br>-       |
|             |                                  |              |                  |        |                        |        |          | 役務提供に対する対価支払                | 千円<br>435,890   | 未払費用 | 千円<br>128,854 |
| 同一の親会社を持つ会社 | パインブリッジ・インベストメンツ LLC             | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル<br>2       | 投資運用会社 | -                      | -      | 一任及び助言契約 | 委託調査費の支払 *4                 | 千円<br>216,741   | 未払費用 | 千円<br>83,655  |
|             |                                  |              |                  |        |                        |        |          | 役務提供に対する対価支払                | 千円<br>39,467    | 未払費用 | 千円<br>33,597  |

|                         |                                          |               | 千スターリ<br>ングボンド |            |   |   |              |                    | 千円      |      | 千円     |
|-------------------------|------------------------------------------|---------------|----------------|------------|---|---|--------------|--------------------|---------|------|--------|
| 同一の<br>親会社<br>を持つ<br>会社 | パインブリッジ・<br>インベストメン<br>ツ・ヨーロッパ・<br>リミテッド | イギリス、ロンド<br>ン | 200            | 投資運<br>用会社 | - | - | 一任及び<br>助言契約 | 委託調査<br>費の支払<br>*4 | 404,020 | 未払費用 | 92,259 |

## （取引条件及び取引条件の決定方針等）

- \*1 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
- \*2 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*3 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約がありましたが、平成24年8月13日をもって未収利息を含めた全額が、現物配当として当社の親会社であるパインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V. に対し債権譲渡されました。
- \*4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

## （1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

## （2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

## （1株当たり情報）

| 第27期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                   |             | 第28期<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日                  |            |
|--------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                              | 116,613円99銭 | 1株当たり純資産額                                             | 27,534円 3銭 |
| 1株当たり当期純損失金額                                           | 31,158円 3銭  | 1株当たり当期純損失金額                                          | 28,282円 1銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。 |             | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。 |            |

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

| 第27期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |             | 第28期<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日 |             |
|--------------------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|
| 当期純損失                                | 1,277,479千円 | 当期純損失                                | 1,159,562千円 |
| 普通株主に帰属しない金額                         | -           | 普通株主に帰属しない金額                         | -           |
| 普通株主に係る当期純損失                         | 1,277,479千円 | 普通株主に係る当期純損失                         | 1,159,562千円 |
| 普通株式の期中平均株式数                         | 41,000株     | 普通株式の期中平均株式数                         | 41,000株     |

## （重要な後発事象）

| 第27期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                                                                                   | 第28期<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成25年3月31日 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>（退職者の募集）</p> <p>当社は、経営改善計画の一環として、平成24年6月8日から従業員及び役員80名中16名の雇用調整を実施しており、これによる割増退職金等の支出見込額（約220,014千円）を特別損失として平成24年度に計上する予定であります。</p> | <p>該当事項はありません。</p>                   |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ( 1 ) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ( 2 ) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ( 3 ) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ( 4 ) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ( 5 ) 前記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- ( 1 ) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ( 2 ) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

| 名称            | 資本金の額<br>平成25年3月末日現在 | 事業の内容                                                      |
|---------------|----------------------|------------------------------------------------------------|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 324,279百万円           | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

**(2) 投資顧問会社**

| 名称                      | 資本金の額<br>平成25年3月末日現在 | 事業の内容                    |
|-------------------------|----------------------|--------------------------|
| パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー | 50,000千米国ドル          | 主として、米国において投資顧問業を営んでいます。 |

**(3) 販売会社**

| 名称               | 資本金の額<br>平成25年3月末日現在 | 事業の内容                          |
|------------------|----------------------|--------------------------------|
| 株式会社大垣共立銀行       | 36,166百万円            | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。             |
| 株式会社愛知銀行         | 18,000百万円            |                                |
| 株式会社関西アーバン銀行     | 47,039百万円            |                                |
| 株式会社高知銀行         | 19,544百万円            |                                |
| 株式会社香川銀行         | 12,014百万円            |                                |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円            | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社         | 7,495百万円             |                                |
| 株式会社S B I 証券     | 47,937百万円            |                                |

**2【関係業務の概要】****(1) 受託会社**

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、受託会社は信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託（再信託）することがあります。

**(2) 投資顧問会社**

委託会社より当ファンドの外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

**(3) 販売会社**

受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約実行請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

**3【資本関係】**

該当事項はありません。

**参考情報**

再信託受託会社の概要（平成25年3月末日現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5%、日本生命保険相互会社 33.5%、  
明治安田生命保険相互会社 10.0%、農中信託銀行株式会社 10.0%

業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

**第3【参考情報】**

当ファンドについては、当特定期間内において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

| 提出年月日       | 書類名                   |
|-------------|-----------------------|
| 平成25年 3月 1日 | 臨時報告書                 |
| 平成25年 5月17日 | 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書 |
| 平成25年 5月31日 | 臨時報告書                 |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月2日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）の平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）の平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月13日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御 中

## あらた監査法人

指 定 社 員      公認会計士      荒 川      進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。